

第280回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第280回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成25年9月20日（金）15:15～18:10

場 所：第3共用会議室

1. 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の事業譲渡に関する対応について（国土交通省）
2. 入札結果報告の審議
○道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）
3. 事業評価（案）の審議
○道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等（国土交通省）
4. 入札結果報告の審議
○港湾・空港における発注者支援業務（国土交通省）
5. 事業評価（案）の審議
○港湾・空港における発注者支援業務（国土交通省）
6. 実施要項（案）の審議
○那須平成の森運営管理業務（環境省）
7. 事業評価（案）の審議
○国有林間伐事業（農林水産省）

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員

（国土交通省）

大臣官房 技術調査課 高村室長、牧角課長補佐

大臣官房 地方課 長嶺企画官

土地・建設産業局 小椋企画官

（国土交通省）

港湾局 技術企画課 下司課長、田中室長、北出企画官

(環境省)

自然環境局 国立公園課 鳥居課長、吉松課長補佐、潮課長補佐、中川自然保護官

(農林水産省)

国有林野部 業務課 瀧上課長、田口企画官、尾山企画官

(事務局)

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから「第280回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は議題が結構多うございまして、7つございます。

まず最初に、国土交通省さんの「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の事業譲渡に関する対応ということで御報告をいただきます。2番目に、「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の事業の入札結果報告。また、3番目に同事業の実施状況及び評価（案）ということで御報告をいただきます。また、4番目に国土交通省さんの「港湾・空港関係における発注者支援業務」の入札結果報告。また、5番目として、同事業の実施状況及び評価（案）。6番目に、環境省さんの「那須平成の森運営管理業務」の実施要項（案）。7番目に、農林水産省さんの「国有林間伐事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議いたします。

最初に、国土交通省さんの「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の事業譲渡に関する対応についての審議を始めたいと思います。

国土交通省大臣官房技術調査課、高村室長より御説明をお願いしたいと思います。今日は議題もたくさんあるものですから、説明は10分程度でよろしくをお願いしたいと思います。

○高村室長 それでは、お手元の資料のA-3から御説明いたします。事業譲渡の関係ですので、A-3、A-4、A-5ということになるかと思えます。時間の都合もありますので、簡単に御説明いたします。

1ページをお開きください。今回の報告の趣旨の概要でございます。国土交通省が発注いたします発注者支援業務等につきましては、平成22年7月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針に基づきまして、いわゆる市場化テストへの対応を行ってきたところでございます。一方、この業務につきましては、平成22年7月に当時の国土交通大臣より当時の建設弘済会等に対しまして、当該業務からの計画的撤退を要請されたところでございます。

これにつきまして、国土交通省の検討チームにおいて、旧建設弘済会等の技術・ノウハウの継承及び職員の雇用確保等を含めた検討がなされております。この検討に基づきまして、旧建設弘済会等が受注している業務が平成24年度後半から事業譲渡が行われたということでございます。この検討チームのとりまとめの内容が一番下でございますけれども、ノウハウをできる限り民間事業者に継承すること。それから、職員の雇用を確保すること。それとともに、事業譲渡の形態として3手法を提示しているところでございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。今回の報告趣旨といたしましては、発注者支援業務等の事業譲渡に関しまして、国土交通省といたしましては、契約上の地位の移転という整理をしておりました。競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第21条の契約変更該当すると認識しておりませんで、国土交通省内の手続のみを行っていたということでございます。これにつきまして、我々、事業譲渡に関する手続の不備があったことにつきまして反省しているところでございます。今後の事業譲渡を進めるに当たりまして、契約の変更、それから欠格事由のうち暴力団排除の対応につきまして整理し、

御報告させていただくということでございます。

3 ページは、先ほど申し上げた内容を建設弘済会等の対応としまして、国土交通大臣の要請の部分が左、それから市場化テストの部分が右という形で整理しております。国土交通大臣からの要請が平成22年7月6日で、公共サービス改革基本法に基づきます閣議決定も平成22年7月6日と、同日付で2つの施策が動いたということでございます。

めくっていただきまして、4 ページが発注者支援業務等の内容ということで、我々発注者のいろいろな意味での補助の業務をしていただいております。

さらに、5 ページをめくっていただければと思います。今回、発注者支援業務等にかかります市場化テストの位置づけでございます。もともと建設弘済会問題というのが天下り先であるという認識のもと、多額の業務を随意契約で独占的に受注している。ここがかなり問題視されておりました。

これにつきましては、平成18年より随意契約の見直し、あるいは平成22年度から一般競争の全面導入といった対応をしておたわけでございますけれども、21年12月の閣議決定、政府関連公益法人の徹底的な見直しということも踏まえまして、先ほど申し上げました国土交通大臣からの撤退要請の話と市場化テストの話。撤退要請に関しましては、公益法人改革という観点、それから民間事業者による競争促進という観点。それから、市場化テストにおいては、公共サービスの質の維持向上、経費の削減、透明性・公平性の確保といったことを両輪という形で、適正な競争環境を醸成していきたいと考えております。

民間事業者のみによる適切な競争環境と、それらの工夫による、より優れた公共サービスの質が確保されるよう国土交通省として取り組んでまいりたいと考えております。

めくっていただきまして、6 ページでございます。今回、そういう意味で事業譲渡ということでございます。事業譲受会社、譲り受け先の選定あるいは品質確保の基準というものを決めていかなきゃいけないということでございまして、我々としては、国民への説明責任があるという観点のもと、計画的撤退の進捗状況につきましては、地域づくり協会、旧建設弘済会でございますけれども、これから情報提供を受けるとともに、我々としてはモニタリング及び助言を行う。

それから、品質の確保という面につきましては、権利義務譲渡ということでございますけれども、これについての申請について適切に判断いたしまして承諾を行う。さらに、地域づくり協会は第三者委員会、アドバイザーから譲受会社の選定方法、評価方法等について助言をいただくことになっておりまして、これについても国土交通省としてモニタリングしてまいりたいと考えております。

めくっていただきまして、7 ページでございます。今回、この発注者支援業務等の事業譲渡に関する内容を実施要項に追記していきたいと考えております。長々書いておりますけれども、権利義務の譲渡ということでございまして、1つは、アドバイザーを活用いたしまして譲受会社の選定方法・評価方法等につきまして助言を受けるということ。それから、赤でございまして、選定過程の情報について適切に記録・保存、そして監理委

員会の求めに応じまして適切に資料を提示させていただきたいと考えております。

それから、譲渡される業務の品質の確保の点からは、条件といたしまして、1つが当該入札が行われた場合の競争参加資格要件を具備していること。それから、組織・体制が旧建設弘済会等で行われております業務履行体制と同等の体制が構築されることが前提でございます。

それから、譲受会社自体が公共サービス改革基本法に基づきます15条の認められないものに該当しないことを確認することということでございます。

それから、実施要項の最後のところで、前年度の事業譲渡の実施状況について報告するというものを実施要項に記載するとともに、後でまた出てきますけれども、既に契約済みの業務については、同じような対応をとることを別途通知することとさせていただいております。

めくっていただきまして、8ページでございます。これは、現在、この事業譲渡にかかります各地域づくり協会の進捗状況でございます。東北につきましては、先行して4社が選ばれ、既に一部事業譲渡がなされております。例えば中部につきましては既存の会社、九州地域づくり協会につきましては既存の会社及び新設会社に譲渡するということでございまして、ほかの多くの会社につきましては、新たな会社を新設して、今後譲渡予定ということでございます。例えば関東地域づくり協会につきましては、譲渡予定であります会社について、この7月3日に新設会社を設立したということになりまして、この秋、10月以降、それぞれの地域づくり協会で事業譲渡が本格化することになっております。

9ページについては、また後ほど御説明いたします。

10ページでございます。国土交通省によります旧建設弘済会等への関与ということでございます。旧法人制度に基づきます主務官庁としての関与と、発注者としての関与がございます。旧主務官庁としての関与といたしましては、法律が変わってしまいましたので、制度設計上は、一般社団になった以上、直接的な関与ということではないのですけれども、もともと発注者支援業務等から計画的に撤退することを要請した責任がございますので、その撤退がバランスのとれた進捗がされていることについては、適切に関与してまいりたいと思っております。

また、発注者としての関与は当然でございますけれども、適切に履行体制がなされて、的確に業務が実施されることについては、当然、発注者として責任を負うということでございます。

具体的にどのように進めていっておるかというのを、資料A-4、まず東北建設協会におけます事業譲渡でございます。

1ページで、昨年度後半に一部の発注者支援業務等の事業譲渡を行ったということでございます。これにつきましては、外部有識者からなります譲受人選定委員会を設置いたしまして、さまざまな意見をいただいております。また、官報公告による公募によりまして譲受会社を選定する方法をとっております。

(1) 譲受会社の選定といたしまして、公募によりまして10社の応募がございました。これについて、後ほどちょっと出てきますけれども、18の評価項目を基に総合的に評価を行った。結果、4社を適格者として選定しております。

業務品質に関する確認につきましては、これは先ほどの検討チーム、及びその後、我々のほうで、どんな場合に契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認めるかという文書を出しております、それに基づきまして適切に業務を実施するという体制が整っておるということを審査した上で、問題がないと承認しておるということでございます。

2ページでございますけれども、暴力団排除にかかる審査でございます。これにつきましては、それぞれの会社4社、他の事業もやっておりますので、当該業務の落札者となった時点で審査を行っております、問題がないことを確認しております。さらに国土交通省といたしましては、警察庁と常に連携しております、その情報を随時入手しているということでございます。

平成24年度の事業譲渡結果につきましては、4社に12月13日付で事業譲渡を行っております。残る業務につきましても、今年度あるいは次年度以降に順次、この4社に対して事業譲渡を行うと聞いております。

3ページにつきましては、選定委員会から事業譲渡に至るまでの経緯・日程を示しております。

4ページでございますけれども、先ほどの18項目。このような評価項目のもとに評価を行ったということでございます。

5ページにつきましては、先ほどちょっと飛ばした部分ですけれども、譲渡代金の考え方でございます。例えば下の4社の譲渡代金。岩手パブリックの受注金額は、もともと旧建設協会が3.7億円受注しておりました。そのうち2.9億円につきましては、既に国土交通省から既済部分払いということで岩手パブリックに払われておりました。

残りの0.3億円と0.5億円、いわゆる8,000万円につきましては、東北建設協会がお金を受け取っていなかった部分ですけれども、0.3億円については既に仕事をしておったということで、後ほど国土交通省から支払われる予定だった部分につきましては、岩手パブリックから東北建設協会に支払われて、後ほど岩手パブリックはこの8,000万円について、国土交通省から支払いを受けるという仕組みになっているところでございます。

6ページでございます。事業譲渡、権利義務譲渡を行う場合の審査の事例でございます。これは、東北地方建設局の中でも秋田河川国道事務所の業務でございまして、シビル設計に譲渡した場合。ここにつきましては、事業譲渡前、事業譲渡後、いわゆる発注者支援の工事監督支援でございまして、かなり人に頼る仕事でございますけれども、実際、管理技術者も担当技術者も、それぞれ新しい会社に移籍することによって同等の体制が整っているという一例でございます。

一方、7ページにつきましては、承継前と異なる管理技術者が業務を引き継ぎ履行する場合でございます。これにつきましては、担当技術者は同じなのですけれども、体制の間

題もあって管理技術者は移籍しなかった場合、これは新しい管理技術者につきまして、そこにあります資格要件あるいは技術力等が、もともと先にやっていた方と同じようなレベルの資格あるいは経験を持っていることを確認した上で、その引き継ぎの履行を認めたというものでございます。

資料A-5は、九州地方計画協会におけます事業譲渡の実態でございます。これは、本年度、25年7月末に行われました。これにつきましては、電気通信関係の発注者支援なのですけれども、ここの協会が1件だけしか電気通信関係を持っていなかったもので、先行して事業譲渡を行ったものでございます。これにつきましても、東北と同様に公募を行ったのですけれども、応募は1社だけであったということでございます。

めくっていただきまして、2ページでございますけれども、これも同様の業務体制が履行確認できること。

それから、暴力団排除にかかる審査を行った結果といたしまして、譲受会社として1社応募があった明日香コンサルタントが妥当であることを認めまして、7月31日付で事業譲渡を行っております。

3ページは、事業譲渡以外にかかるものも書いてありますけれども、赤字の部分が事業譲渡にかかわります工程の経緯でございます。

それから、4ページが九州計画協会が行った評価項目の内容。

それから、5ページは、権利義務譲渡におきまして、どのような審査を行ったかということでございます。これは、実際に業務をやる方、それから管理技術者とも、同じ人間が移籍してやっていただけるということでございます。同等の体制が整ったと認めておるところでございます。

それから、A-6が先ほど申し上げました、今回、既に契約済みの業務につきまして、権利義務譲渡を行う場合の考え方について通知しようとしている文章をおつけしておるところでございます。

早口で済みません。以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、本件について事務局から説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いしたいと思います。

○事務局 資料A-1、A-2をごらんください。時間がございませんので、概要版のA-1で説明させていただきます。これまで公開、非公開を含め、4回の議論を小委員会でしており、これらの議論の結果を踏まえまして、対応等を整理したA-1、A-2のペーパーに基づいて、小委員会のほうから監理委員会のほうに報告してもらうこととなります。

A-1の2. 議論のポイントでございますけれども、これまで4回の小委員会の議論の中で、大きく分けて4つ、①から④の論点に基づきまして議論が進められたところがございます。

1つ目の論点につきましては、発注者支援業務等について、旧建設弘済会等から民間事

業者等に対する事業譲渡はなぜ行われることになったのか。また、事業譲渡においては、どのような点が重視されたのかということをございますけれども、先ほど国土交通省からの説明にございましたとおり、事業譲渡につきましては公益法人改革の流れを受けまして、国土交通大臣が建設弘済会等に対し、発注者支援業務等からの計画的撤退を要請しました。

計画的撤退に当たっては、国土交通省内の副大臣をチーム長とする検討チームにおいて、弁護士、公認会計士等の外部有識者の助言を得ながら、事業にかかるノウハウをできるだけ民間事業者に継承するという点と、現在働いている職員の雇用を確保するという観点から整理を行っております。また、実際の事業譲渡においては、外部有識者からなる第三者委員会を活用しつつ、譲受先を選定し、従前と同様の実施体制、業務品質が十分に確保されており、経費につきましても、先ほどの説明にありまして、事業譲渡前で国土交通省さんが払う経費については何ら変更がないと整理されているところでございます。

2つ目の論点ですけれども、事業譲渡が市場に与える影響について、国土交通省はどうか考えているかということをございます。旧建設弘済会の事業譲渡と市場化テストの実施、この2つの施策が相まみえることによって、民間事業者のみの適正な競争環境が醸成され、国土交通省は計画的撤退がバランスのとれた進捗となるように、第三者委員会を含む建設弘済会の事業譲渡の動きについて、しっかりモニタリング、助言を行うということで、適切な競争環境を維持するための取組を継続していくという説明があったところでございます。

3つ目の論点をございますけれども、事業譲渡に関する公共サービス改革法第21条に契約変更に該当する規定が設けられておりますけれども、そちらの条文に基づきまして、監理委員会の議を経る必要があったのではないかという視点をございます。国土交通省は、事業譲渡につきまして契約上の地位の移転であるという整理をしておりまして、契約変更に当たらないという認識でおり、国土交通省内の手続のみを実施していた。これにつきましては、今後、実施要項にあらかじめ事業譲渡の要件を明記することによって、公サ法上の手続を担保していくということで整理しているところでございます。

最後の論点ですけれども、公共サービス改革法の目的といたしまして、サービスの質の維持向上と経費削減、並びに事業の透明性、公平性、競争性を担保するという観点をございますけれども、この点をどのように担保していくか。この点につきましては、先ほどからの繰り返しになりますけれども、譲受者の選定、品質確保の基準、暴力団排除の手続等につきまして実施要項に記載いたしまして、監理委員会の議を経て新規の発注を行っていく。既に契約済みの事業については、先ほど通知案について、国土交通省のほうから説明いただきましたけれども、同趣旨を通知に明記いたしまして、監理委員会の了承を得た後に公文書として地方整備局と旧建設弘済会等に発出することで担保するというところでございます。

国土交通省は、引き続き、譲受者の選定が適切に行われるようにモニタリング、助言を行って、技術者及び業務履行体制を審査していく。暴力団排除の手続につきましても、当

初の発注のときと同じように警察庁に照会を行いまして、しっかり担保していくという説明があったところでございます。

以上の4つの論点につきまして、国土交通省の説明がきちんとされていると事務局としては認識しておりまして、資料A-2の内容に基づきまして、主査のほうから監理委員会のほうに御説明をお願いしたいと思うところでございます。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。過去の経緯等もあり、なかなか難しい案件でございましたけれども、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ある委員は御発言をお願いいたします。どうぞ。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

今、事務局のほうから説明がありました論点のうち、これまでの経緯をきちんと説明いただくとか、あるいは実施要項に関して、今後どういうものを期待するかということの方針があるのですけれども、今後どうやって適正な競争環境を維持するのかということについては、まだ取り組みが具体化しているとか、これからのことだと思いますので、そこについては非常に独占性の強い、寡占性の強い事業を弘済会から事業譲渡したわけですから、そこで競争環境を維持していくのは、またそれなりの工夫が要ると思いますので、ぜひそこに関する取り組みに力を入れていただきたいなと思えます。

○高村室長 そこはおっしゃるとおりでして、具体的にどのような問題が果たして出てくるか、今、この時点で明解にすることはなかなか難しいのでございますけれども、いずれ毎年、このように実施状況を御報告させていただいて、そのとき実施要項の中にどのように織り込んでいくか。より競争性を高める、あるいは公正性を高める方法が出てきたら、前年度の結果を受けてまた御相談させていただいて、我々としては国民目線から見て疑義が向けられることのないようしっかり対応してまいりたいと考えております。

○井熊副主査 これまで譲渡問題に関する議論が中心になってきたもので、この事業そのものに関する議論はそこで行われていたと、我々もやや誤認してしまうようなところがあるわけですが、あくまでこれまで主として議論されてきたのは、この譲渡に対しての問題であって、ここから先、その事業発注が適切に行われるかどうかというのは、これからの問題だということところはきちんと分けて捉えておく必要があるのではないかと思います。

○石堂主査 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、本事業に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 本件につきまして、監理委員会で御報告を主査のほうからお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、私のほうから監理委員会に報告させていただきます。

続いて、同じく国土交通省さんの「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の入札結果の報告に移りたいと思いますが、関連する案件ですので、同事業の実施状況及び評価の審議もあわせて行いたいと思います。

入札結果及び事業の実施状況について、高村室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でよろしくをお願いしたいと思います。

○高村室長 では、BとCをあわせて15分ということよろしいですか。

○石堂主査 はい。

○高村室長 では、資料B-1をお手元にごらんください。これは、本年度の発注者支援業務等の発注状況についての資料でございます。数字の羅列で非常に見にくくて恐縮でございますけれども、今回、25年度の発注状況につきましては、公共サービス改革基本法に基づきます民間競争入札実施前の22年度及び24年度、25年度の発注状況について、見比べて報告させていただきます。

25年度の契約の傾向でございます。見ていただきますと、25年度の件数が985件、昨年度、24年度の契約が941件です。金額につきましては、平成25年度336億2,600万円、昨年度、24年度が300億円そこそこでございます。全体として平成24年度補正予算の執行でございますので、若干増加しておるといってございます。参考でございますけれども、下に弘済会の受注割合も書いております。件数ベースで見ていただきますと、平成22年度の47%に対して、25年度は38%、金額ベースで22年度の40%に対して32%と、ちょっと減少傾向にあることがわかっていくと思います。

めくっていただきまして、2ページで、年度別の業務の履行状況でございます。見方がややこしいのですが、平成22年度の時点においては、この仕事は全部単年度の発注、その年に発注して、その年に完成するというところでしたが、現在、いわゆる国債の複数年度発注でやっているものと単年度のものが入り交じっております。

例えば平成24年度の履行につきましては、23年度に発注して24年度も仕事をするというお金が、ここでいいますと小計で614件、24年度発注しているものが941件で、履行中では1,555件となります。25年度におきましては、23年度に発注して25年度にまだ仕事をしているものが33件、24年度に発注して25年度にも仕事をしているのが613件で、25年度の発注が985件で、履行中ベースの数え方で言うと1,631件になります。

それを同じように金額で集計いたしますと、平成24年度の履行が534億9,000万円、25年度の履行ベースで言うと562億円になりまして、非常に数字的に見にくいのですが、過年度発注のものと当年度発注のものが入り交じった形で、履行ベースではこういう計算をしておるといってございます。

競争性の改善状況でございますけれども、平均応札者数で見ますと、25年度は24年度から若干減ったのですが、22年度に比べますと、2.4に対して3.2ということで、若干ふえているということかと思っております。一者応札につきましても、単年度契約で45%、2カ年契約では49%でございます。24年度に比べますと一者応札がふえてしまったので

すけれども、単年度契約で見た場合は、民間競争入札実施前の22年度、47%に対して45%ということで、ほぼ同等か若干減っているという数字になっております。

これを地域別に見てみるとどうかというのは、3ページでございます。全国平均の一者応札の割合は、25年度業務で47%でございますけれども、左側の表、北海道から沖縄まで並べたものを見ていただくとわかるのですけれども、民間会社の多い関東とか近畿などは比較的一者応札の割合が低いのですが、競争相手が少ない地方部においてはどうしても高くなる傾向があるということでございます。

業務の分野別ですと、技術審査業務や河川許認可審査業務、内容的に役人以外、余り経験がないような仕事については、どうしても一者応札が高い傾向が見られるのかなと思っております。ただ、民間競争入札前の22年度よりは減少しておるということでございます。

めくっていただきまして、ページ数が消えていて申しわけないのですけれども、4ページ、4. 平均落札率の状況でございます。平均落札率につきましては、平成22年度から見て86%前後、右下の数字でございます、大きく変動はしておりません。

それから、5. 複数年度業務の導入効果でございますけれども、平成25年度は民間から複数年度業務があるほうが参入しやすいというのがありまして、6割ということで、かなり多くの業務で複数年契約を実施しておりますが、ここについては、単年度か複数年度かによる一者応札の割合というのは、実は余り変わらなかったという結果になっております。

最後、5ページですけれども、平成24年度の事業の譲渡、東北建設協会で行われた事業譲渡の結果、金額ベース、件数ベースでお示ししておるところでございます。30件、24.3億円でございます。

続きまして、資料B-2でございます。これは、昨年度、24年度に実施いたしました成績等を含めました状況でございます。24年度につきましては、発注者支援業務722件、用地補償41件、公物管理214件でございます、その状況について報告させていただきます。ちなみに、受託業者といたしましては、弘済会が46%、445件、ほかのものが54%ということでございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。対象公共サービスの実施内容についての評価でございます。これは、工事と同じなのですけれども、業務につきましてはそれぞれ点数をつけております。平成24年度の業務につきましては、別途にそれぞれ個別の業務の点数を書いておりますけれども、見ていただきますと、年度の平均総合評点というのが、平成22年度の単年度のものから、23年度の単年度、それから23年度の2カ年で24年度に終わっているもの、それから24年度単年度発注のもの、その成績評価を並べております。75.9、75.9、76.6、76.2ということでございまして、若干の増減はございますけれども、ほぼ同等の評価かと思っております。

これらの業務につきましては、それぞれの点数を見ても、我々発注者が求める業務品質については確保されているものでございます。

それから、(2)で、民間事業者がそれぞれ入ってきていただいておりますので、その

創意工夫について例示的にお示ししております。例えば、ア 業務の実施方針でございますけれども、なかなか外に出せない情報もあるわけでございますが、その情報管理につきましては、社内教育とか専用執務室あるいは指紋認証等々、情報管理が徹底された例がございました。結果としては、情報漏洩等は発生しておりません。

3 ページ、業務に対します技術提案等でございますけれども、例えば技術審査におきましては、厳正な審査を行う上で、疑義事項については発注者に適切に情報を伝えるということで、吹き出しを用いた資料をつくるとか、独自のチェックリストをつくる。あるいは、用地補償については交渉相手がおられるわけですが、特に高齢者などに御理解いただくために必要な留意点をまとめましたマニュアル的なものを整備するといった工夫がなされておりまして、民間ならではの工夫もあったのかなと思っております。

下の実施経費についての評価です。平均応札者数でございますけれども、23年度から24年度につきましては若干増加しておるということでございます。特に工事監督支援につきましては、もともと民間の得意とする分野だったと思っておりますけれども、応札者数の増加傾向が強いかなと思っております。

めくっていただきまして、4 ページでございます。一者応札の割合の推移でございますけれども、22年、23年、24年と比較いたしますと、22年に比べますと一者応札は減少しておるということでございます。

平均落札率につきましては、先ほどと同等の話でございますけれども、22年度とほぼ同様の傾向を示しておるということでございます。

次のページ、5 ページでございます。これは、先ほどの東北建設協会が受託しておりました30件の業務が、事業譲渡することによって点数が変化したかどうかということでございます。見ていただきますと、いろいろ業務があるわけでございますが、若干のばらつきがございますけれども、事業譲渡された業務につきましても、ほかの業務と比較しても全体としては点数はほぼ同じということで、業務品質は確保されているかなと思っております。

5 のまとめでございます。

評価の総括といたしまして、業務の品質という意味での評定点につきましては、大体同等で十分に品質は確保されている。それから、民間ならではの工夫もなされているのかなと思っております。それから、平均落札率については大幅な変化はございませんけれども、一者応札の割合は幾らか減少しておりまして、その反対といたしまして平均応札者は若干増加しまして、競争性についても市場化テスト導入前に比べまして改善しているのかなと思っております。

今後の方針といたしまして、引き続き競争性の改善のための取り組み。先ほど申し上げましたけれども、事業譲渡が行われるということもございまして、その辺をモニタリングしつつ、競争性のさらなる改善に取り組んでまいりたいと思っております。また、事業譲渡に関しましては、業務の履行体制のチェック等もやってまいりたい。それから、複数

年契約もかなり拡大させていただいておりますけれども、2カ年、3カ年と、どういう割合にしたらいいのかということも含めまして、発注形態については硬直的にならないよう、随時見直してまいりまして、当該業務の適正な競争環境を維持するための取り組みをしてまいりたいと考えておるところでございます。

6ページと7ページには、弘済会とそれ以外のものについての数字を並べておりますけれども、お話としては、弘済会の仕事がちょっと減ってきているということが見えるかなと思っております。

私からは、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、本事業の評価（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

5分程度でお願いしたいと思います。

○事務局 国土交通省からの実施状況についての報告を受けまして、内閣府としての評価を説明したいと思います。資料B-4をごらんください。

道路・河川・ダムにおける発注者支援業務等の事業評価（案）ということでございますけれども、Iにつきましては、先ほど国土交通省からの説明があったとおりでございますので、割愛させていただきたいと思っております。

2ページ目のII 評価でございますけれども、2 対象公共サービスの実施内容に関する評価の（1）対象公共サービスの質についての達成状況でございます。サービスの質につきましては、国土交通省から説明があったとおり、評定点というのをを用いて評価を行っておりまして、市場化テスト実施前の平成22年度と、今回の評価対象となっている平成23年度の2カ年契約の複数年契約の事業、平成24年度の単年度契約の事業につきまして評価を行っているところでございます。

評定点につきましては、市場化テスト導入前の平成22年度業務の平均評定点に比べ、若干高い傾向が見られている分野もございますけれども、全体として民間競争入札導入前と比較して、ほぼ同等の結果であったということであり、これらの業務については、平成22年度の業務において特段の問題は確認されていない、それと同水準であるところでございまして、適切に業務が実施されていると評価できる。さらに、全ての業務において、実施要項において実績と認めている業務成績60点以上を確保しているということもございまして、発注者が求める業務品質は確保されていると評価したいと思っております。

続きまして、3ページ目でございますけれども、（2）民間事業者等からの改善提案による実施事項ということで、先ほど国土交通省の説明の中に、幾つか民間からの創意工夫に基づく取り組みの御紹介がありましたけれども、その中から特に効果的であろうものを抜粋しておりまして、1つ目は、情報管理の徹底という部分で情報漏洩事案の未然防止をしている。2つ目は、技術審査業務における独自のチェックリストを活用した統一的な審査体制を図るということで、公正かつ効率的な審査を実施した。3つ目が、河川巡視業務における早朝・夜間の巡視、休日等の実施を含めた巡視計画を作成することによって、不

正行為の抑止力を高めたという部分でございます。

次に、3 実施経費についての評価でございますけれども、発注者支援業務につきましては、先ほど25年度は985件の発注があったということでございまして、この評価対象となっている業務につきましても、およそ1,000件の事業数がございました。こちらの事業を個別に経費の推移とかは確認できないところでございまして、平均落札率と平均応札者数及び一者応札の割合の推移で評価をしているところでございます。

(1) 平均応札者数の推移ですけれども、平成23年度複数年契約の応札者数が2.8者、平成24年度単年度契約の業務の応札者数が3.8者となっております。民間競争入札実施前の平成22年度の2.4者と比較すると増加している傾向があるということでございます。特に、発注者支援業務のうちの工事監督支援業務については、他業務と比較して応札者数の強い増加傾向が見られているところでございます。

次、4 ページ目の(2) 一者応札の割合でございます。評価対象業務における一者応札の割合は、平成23年度複数年契約の事業が41%、平成24年度単年度契約の事業が36%となっております。民間競争入札実施前の平成22年度の業務の68%と比較して減少しているということで、一者応札の割合が順調に減少しているところです。特に公物管理において一者応札の割合が減少しているところから、競争性が向上していると評価できます。

最後の(3) 平均落札率の推移につきましては、平成22年度の業務と比較いたしまして、ほぼ同程度であるところでございます。

5 ページ目です。先ほど事業譲渡の話をしていただいたところでございますけれども、「4 事業譲渡対象業務の成績評定について」をご覧ください。先ほど国土交通省からの説明にございましたとおり、今年度、事業評価の対象となる18件につきまして、従前と比較してほぼ同等、業務によっては同等以上の成績が得られているということでございまして、事業譲渡が行われた業務につきましても、業務品質がきちんと確保されているところでございます。

最後、まとめということで、評価の総括でございます。本業務の実施に当たって、確保されるべきサービスの質は、評定点が従前とほぼ変わらない、分野によっては上昇しているものがあるところでございまして、達成されていると考えられます。さらに、民間事業者等の創意工夫によって業務品質の向上が確認されているところでございます。さらに、経費の面につきましても、平均落札率は大幅な変化はないものの、一者応札の割合が低下している。平均応札者数が増加しているところから、一定程度の競争性が改善されていると評価できるのではないかと考えております。

(2) 今後の方針につきましては、競争性の確保の面で、一者応札者数が減少して、平均応札者数がふえているという、競争面の改善は若干見られていますけれども、引き続き競争性の改善を進めていく必要があるのではないかとございまして、翌年度以降も民間競争入札を実施することが求められます。

さらに、先ほど旧建設弘済会等の事業譲渡が引き続き行われるということでございまし

て、井熊先生からの御指摘にもございましたとおり、競争環境というものを今後も適切に整える取り組みをしていかないといけないところがございますので、競争性が十分確保されるように適切な契約年数の検討とか、ロットを含めました発注形態の見直し等の取り組みを継続して実施する必要があるのではないかとということでございます。

当方からは以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等あるいは御発言をお願いいたします。どうぞ。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

全般的に今、事務局から説明があったように、事業譲渡というのは改善の方向にあるのかなと思うのですが、一番気になりますのは競争性がどれだけ担保されるかということで、競争性については事務局の資料の3ページにあるように、業務によってかなりばらつきがあるということで、全般的な評価というのはやや危険かなと思います。技術審査とか公物管理一般については、競争性が非常に低い。競争性が2未満ということは、平均して2者同士の競争が行われていないということですから、これは改善の余地があるだろう。

どのぐらいならいいのかということの参考に、例えばヨーロッパなどで競争的対話で事業者を絞っていくときには、大体3者をめどにしているのです。3者をめどに事業者を絞って競争させると言っているので、応札者数が1.1者や1.3者とといった程度での改善というのは非常に微々たるもので、平均して最低でも本当にきちんとした競争があるなら、国際的には3者ぐらいと思われているのかなということがあります。よくなった業務と改善しない業務は特徴があるはずなので、そこを一層の改善を図られるべきかなと思います。

もう一つは、単純に見てしまうと、弘済会何%、弘済会とJVで何%、民間で何%と、弘済会がなくなると、弘済会で譲渡した先が民間企業だとすると、競争性はどうしても減る傾向にあるかなと思ってしまうので、事業譲渡の影響というのは慎重に見る必要があろうかなと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○高村室長 確かに仕事によって大分違う。最後、ちらっと申し上げましたけれども、公物管理とか技術審査のようなものについては、公務員でないとふだんなかなか経験できない仕事なので、民間の経験がもともとない。そこにどういうふうに参加してもらうかが、正直頭の痛いところではあります。我々としては、そこに参加してもらう工夫もしてきたのですが、特に採算性が悪いという話もかなりされておりまして、場合によってはもう少し積算の方式を変えなくちゃいけないとか、仕事の内容的にもよりわかりやすくして、民間の方の不安感を軽減するなど、さらなる工夫はまた今年考えてみたいと考えております。

○石堂主査 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

私から、内閣府のほうで出した資料の3ページの実施経費についての評価が、業務ごとに実施内容、業務量、実施期間が異なるためなかなか難しいのだと書かれているのですが、その下の表にある各業務分野ごとで見えていくと、やる内容が比較的固定的なものもなくはなからうという気がするのです。

それで、実際にこの市場化テストをやっていて効果があったかどうかということ、ここに示された3つの指標である程度見ることができても、結局実額でとられればそれにこしたことはないという感じがします。例外的にせよ、同じような業務で、繰り返し同じような契約をやっているものについて比較したらどうか。これは、業務的に大変だということであれば、私も余り声高に申し上げるつもりはないのですけれどもね。

というのは、私、籍を置いていた会社は小売店で、千数百店舗やっていると、対前年度売り上げが全体でどれだけ伸びたか。5%伸びたとしても、新規店舗が実額で10%伸びていると、全体としては調子が悪かったねということになるのです。そうすると、ほぼ同じ条件で前年度も本年度も営業したという、既存店という言い方をしていましたけれども、同じようなやり方だったところが伸びているかというのが全体的な傾向になるということを見てきたのです。

ですから、いろいろなケースがあるのは重々わかるのですけれども、比較的同じ内容で契約が繰り返されているところについて経年で見えていって、契約額は下がっているのかどうかという、しっぽをつかまえていただけないかと思うのですけれども、それはかなり難しいですか。

○牧角課長補佐 積算が変わらないと、同じ内容で同じ業務量だと、お金は発注上は変わっていかない。ただ、先生のおっしゃられているのは、受注した業者も、同じような内容であれば金額が少し下がっていかないかというイメージですか。

○石堂主査 というか、さっきも応札者数がふえる、それが競争原理が機能している一つの証左になるだろうということだけれども、結局はそういうことをやって本当に下がったのだろうかというところが欲しいですね。だから、ここに出されている3つの比率で、いい傾向に見えるところで、本当に実額で下がっているのだろうか。一部にせよ、捉えていただければ説得力があるのではないかと思ったのです。それで、先ほど申し上げたように、作業的に大変なことになるということであれば、余り申し上げるつもりはないのですけれども、難しそうですか。

○高村室長 ちょっとこの時点では。

○石堂主査 検討してみただけですか。

○高村室長 データの分析方法を変えれば変わるのかということだと思いますので。

○長嶺企画官 どのような条件を設定をすれば比較できるような内容となるのかを考える必要がありますので、それをまず検討することになるかと思います。

○牧角課長補佐 業務の中でほとんど同じ内容、同じ業務量のものが毎年行われているもので、その金額がどう推移しているかとか、そういうものが抜き出せばということかと。

来年度以降も検討してみたいと思います。

○石堂主査 ちょっと検討してくれれば、ありがたいです。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本事業の評価（案）に対する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会のほうに御報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省（大臣官房）退室、国土交通省（港湾局）入室）

○石堂主査 それでは、続きまして国土交通省さんの「港湾、空港における発注者支援業務」の入札結果報告の審議を行いたいと思いますが、関連する案件として、同事業の実施状況及び評価（案）の審議もあわせて行いたいと思います。

最初に、入札結果及び事業の実施状況につきまして、国土交通省港湾局技術企画課、下司課長より御説明をお願いしたいと思います。説明は、先ほど申し上げた両方にわたって、15分程度でお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○下司課長 どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料C-1と右肩に書いてある資料に沿って、申しわけございません、中身がかなり細かくなりますので、担当のほうから実情について御説明申し上げたいと思います。

○田中室長 では、御説明申し上げます。資料C-1によりまして、まず平成25年度の発注状況について御報告申し上げます。

まず、分析の条件でございますが、御審議いただきます25年度の結果に加えまして、民間競争入札を実施する前の平成23年度、それから実施を行いました24年度の3カ年について、あわせて御報告させていただきます。

2ポツでございますが、まず契約の件数でございます。平成25年度が93件、24、23年度がいずれも141件でございます。先ほど申し上げましたとおり、平成24年度から複数年度契約を一部取り入れさせていただいておりますので、その影響でございます。

続きまして、2）契約相手別の受注割合でございます。ここで唐突にアルファベット5文字、我々はこれをスコープと呼んでおりますが、正式名称は一般財団法人港湾空港総合技術センターでございます。本日は、これをSCOPEと呼ばせていただきますが、従前はここが契約先になるケースが多かったということでございます。

件数ベースで申し上げますと、まずSCOPEに着目していただきますと、平成23年度が52%であったものに対して、25年が40%、減少の傾向にあることがおわかりいただけるかと思っております。これに比べまして、SCOPEと民間のいわゆるジョイントベンチャーあるいは民間企業単独といったものが増加していることが見てとっていただけるかと思っております。金額ベー

スでも同様の傾向でございます。

続きまして、2ページ、平成25年度履行中の件数でございます。これも先ほど申し上げました平成25年度における複数年度契約などの関係を整理しておりますが、まず件数別で言いますと、23年度、24年度が141件に対しまして、平成25年度は24年度、複数年で契約したものと、25年度で単年度で契約したものと、合計で139件でございます。金額につきましても、同様の傾向であることが言えようかと思えます。

続きまして、競争性の改善状況でございます。まず、平均応札者の数が1)にございます。24年度の複数年契約、それから25年度の複数年契約に御注目いただきますと、1.3者から1.5者に競争性は改善傾向にあることが言えるかと思えます。一方で、単年度分につきましては、1.4者から1.3者で、数字の上でわずかではございますが、減少傾向にございます。

これに連動しておりますが、一者応札の割合ですが、やはり複数年につきましては83%から61%と競争性は改善されている。しかしながら、単年度につきましては72%から75%に、若干増加の傾向にございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。ただいま御報告いたしました一者応札の状況につきまして、私ども、全国10のブロックに分けて事業を実施している関係で、それぞれ10ブロックの状況について。それから、一言で発注者支援業務と申し上げておりますが、右側の上の表にございます①から④のような幾つかの業務の種類で分けておまして、それぞれ業務の種類につきまして一者応札の件数などを御報告させていただいております。

ちなみに、業務別のほうで少しわかりにくいのですが、先ほど申し上げました4つの種類の業務で管理しておりますが、場合によっては幾つかの業務を組み合わせで発注するケースがございます。その組み合わせにつきまして下の表で御報告させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。平均落札率について分析を行っております。3つの表がございますが、中段が全ての契約でございます。このうち一者応札だけ抜き出したものが一番上の表、複数応札だけを抜き出したものが下の表でございます。いずれも、24年度から25年度にかけて平均落札率は若干低下の傾向にあることが言えようかと思えます。また、先ほど申し上げました業務の種類ごとの平均落札率についても、下の表で御報告させていただいております。

続きまして、5ページでございます。複数年度の業務の導入効果でございますが、これも25年度をごらんいただきますと、一者応札が61%に対しまして、単年度契約は75%。複数年度契約のほうが一者応札者の比率が少ない。逆に、複数応札が多いということが見てとれまして、複数年度契約の有効性が確認できるのではないかと考えております。

以上が平成25年度の契約の状況でございます。

続きまして、資料C-2でございます。既に業務が終了しております平成24年度の実施状況について御報告させていただきます。

先ほども申し上げましたが、平成24年度から民間競争入札制度の導入をさせていただ

ております。先ほどのお話と一部重複いたしますが、まず対象の件数は95件ございました。ただ、これは複数年度につきましてはまだ業務が終了しておりませんで、業務の評価が行われておりません。したがって、24年度のうち単年度で契約したものであるということでございます。結果として、契約いたしました先につきましては、先ほど申し上げましたSCOPEが46%、民間さんとのJVが18%、それから民間が36%という状況でございます。

それから、この民間競争入札を導入するに当たりまして、達成すべき目標、評価の方法などにつきましては、別紙でございますが、横長の紙でお示しさせていただいております。後ほど御議論で御参照いただければと思います。

続きまして、評価でございます。対象公共サービスの質についての達成状況でございます。これを、民間競争入札制度を導入する前の平成23年度の業務成績と、今回の24年度の業務成績と比較することによりまして、その評価について検討を行わせていただいております。真ん中のグラフでございますが、23年度と24年度はほぼ同様の評価であったということが言えようかと思っております。引き続き良好な業務の成績ではなかったかと思っております。ちなみに、この業務成績点が60点を下回るような場合は、必ずしも適切な履行状況ではなかったということになるわけでございますが、そういった案件は平成24年度、ございませんでした。

それから、この契約の過程で民間の皆様から提案いただきました創意工夫の事例などをア、イなどに書かせていただいております。例えば情報管理をしっかりとするために、執務室に間仕切りをしまして情報漏洩などに留意されたという話。それから、現場に行きますような業務につきましては、事前に現場の調査をしっかりと行って、業務が円滑に進むようにされている。また、現場業務ですので、安全の確認が大事なわけですが、独自のチェックシートを活用して労務災害の防止に努められた。あるいは、技術者の皆さんに対して独自の研修・講習を行われたということで、円滑な業務の執行をされております。

それから、実施の費用等についての評価でございます。

まず、競争性の観点につきましては、一者応札の割合を見ることによって検討させていただいております。それから、経費の削減の観点につきましては、平均落札率を見ることによって確認させていただいております。

それでは、平均応札者数でございますが、これは3ページの一番上の表をごらんいただきたいと思っております。平成23年度の全ての業務の合計でございますが、1.6者の応札に対して、翌年24年は1.4者の応札ということでございまして、応札者数が若干減少傾向にございます。これは、私どもなりに分析させていただきました。応札者あるいは入札の説明書などを確認された方々にヒアリングした結果でございますが、ちょうど東日本大震災が発生する前後になっておりまして、災害復旧業務などで技術者を大分とられている中で、こんな状況ではなかったかと思っております。

それから、一者応札の割合でございますが、これも応札者数に連動しまして、平成23年度に対して24年度は増加の傾向にございます。

それから、平均落札率の推移でございますが、これは一番下の表でございますが、23年度に比べて24年度、同等と見ることもできるかもしれませんが、数字の上ではやや減少していると見てとることができようかと思えます。

4ページにこれらをまとめさせていただいております。まず、24年度から新しい制度を導入させていただいたわけでございますが、業務成績点につきましては従前とほぼ同等でございます。引き続き適切な業務が執行されたのではないかと考えております。一方で、平均落札率、先ほどの繰り返しでございますが、一者応札の割合が増加しているということがございますが、震災の影響など特殊要因があったのではないかと私どもは考えております。

今後の方針でございますが、引き続きこの制度を適切に運用していきたいと考えております。民間の皆さんの参入を拡大する取り組みを進めていきたい。そのためには、発注支援業務に関する説明会を発注の時期の前に継続的にしっかりやっていったり、入札スケジュールを可能な限り前倒しをして、十分な検討の時間をとっていただく努力をしていきたいと考えております。

資料の御説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

事務局のほうから御説明、5分程度でお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、資料4、内閣府による港湾、空港における発注者支援業務の事業評価（案）でございます。

まず、Ⅰ 事業概要等につきましては、ただいま国土交通省さんから御説明ございましたので、割愛させていただきます。

ページをめくりまして、Ⅱ 評価に移らせていただきます。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、（1）公共サービスの質についての達成状況につきまして、こちらの業務も国土交通省さんで行います評価点数によって評価を行っております。表で示してございますが、市場化テスト実施前である平成23年度と平成24年度を比較いたしますと、業務ごとに多少の違いがございますが、ほぼ同等の点数という結果であったと考えてございます。また、基準であります60点未満に該当するものもないことから、一定の求める品質は確保されていると評価しております。

（2）民間事業者等からの改善提案による実施事項でございます。こちらも多数の契約業務がございますので、その中から代表的な取り組みについて取り出したものでございます。

まず、ア 業務の実施方針に関する提案内容及び実施状況でございますが、1つ、情報管理に関して、従事者以外の入室を制限するため、執務室に仕切りをつくって第二の扉を設ける等により、情報漏洩等の事案は発生しなかったという工夫がありました。2つ目で、施工箇所の事前現地調査を行い、施工にあたっての制約等の条件の確認、留意事項の把握等により、円滑な事業執行に寄与した。

イとしまして、業務に対する技術提案内容及び実施状況でございます。1つ、安全確認の確実な実施のため、独自の点検チェックシートの活用などにより、労働災害防止の抑止効果が発揮された。2つ目、配置技術者の技術力向上のため、独自の研修会・講習会等を実施することによって、円滑な事業執行に寄与したことが挙げられております。

3 実施経費についての評価でございますが、こちらの業務につきましても直接の費用の比較は困難であることから、平均応札者数、一者応札の割合、平均落札率といったところから評価してございます。

(1) 平均応札者数の推移といたしましては、平成23年度と24年度を比べますと1.6者から1.4者と、やや減少という数字になっております。

(2) 一者応札の割合の推移については、平成23年度から24年度に64.5%から71.6%へと、やや増加という数字が出ております。

ページをめくっていただきまして、平均落札率の推移でございます。こちらについては、平成23年度から24年度に91.6%から91.2%と、やや減少という数値が出ております。

4 評価のまとめというところに記載してございますけれども、まず本業務の実施において、評価に用いた業務成績評点においては、平成23年度の民間競争入札実施前とほぼ同等の平均総合評点であることから、確保されるべき質は達成されているものと考えております。また、民間事業者の創意工夫の提案によって、品質の維持向上に向けた取り組みが行われているものと考えております。

次に、費用ですけれども、平均落札率については、民間競争入札実施前と大きな変化はなく、一者応札の割合についてもやや増加しているという数字が出ております。また、競争性について大きな改善という結果は数字上、出ておりませんが、今回、この評価の対象といたしましたのは、平成24年度単年度事業のみを対象としておりまして、複数年契約の事業については、この評価に含まれていないことから、今後、来年以降、複数年事業による効果はどのようになったのかという結果を見きわめていく必要があるものと考えております。

最後、(2)の今後の方針といたしましては、港湾・空港における発注者支援業務等については、平成24年度より単年度又は複数年の契約期間により民間競争入札を実施している状況であります。今回の平成24年度単年度契約業務の評価においては、競争性の確保が問題という数字が出ておりますが、引き続き民間競争入札を継続していく中で、複数年契約の事業の結果・効果がどのようになっていくかということ把握するとともに、競争性の改善に向けた検討を引き続き進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

入札結果、事業の実施状況及び評価(案)につきまして、質問、御意見等がある委員は御発言をお願いいたします。どうぞ。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

国土交通省さんの御説明の中で、C-1の4ページの一番上の表がこの事業の問題を非常にあらわしていると思います。SCOPEがかかわっている場合に、平均落札率が民間がかかわっている場合より10%も高いというところであります。この表の問題というのは、SCOPEが落札した場合と民間が落札した場合、落札率が10%も違うということが1つと。もう一つは、JVで行っている場合に、SCOPE単独で受注している場合と落札率が変わらないという、この2点だと思います。要するに、JVというのはSCOPEの市場支配力の内部であって、1ページの件数ベースで見ると、民間の参入が進んでいるのではなくて、SCOPEという財団の市場支配力が変わっていないという見方をするのが妥当かなと思います。

その意味では、4ページの落札率の民間の比率をいかに上げていくのかということが大変重要で、例えばSCOPEと1回JVを組んだところは、港湾とか空港での業務を経験しているわけですから、そういったところをきちんと経験として認めて、JVはなるべくしないように指導していくという形で民間の比率を高めていく努力が今後必要になる。この入札は、ほとんど一者応札というか、いろいろな問題はあるかもしれませんが、基本的には市場支配の構造をどういうふうに変えるかということが一番大きな論点だと思いますし、評価等についても、そういう問題点を明確にした記述があるべきじゃないかと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがですか。

○田中室長 まず、JVの位置づけでございますけれども、そもそもこの発注者支援業務でございますが、大昔は役所みずからが行っていた業務でございますけれども、これをアウトソーシングしてきたという経緯でございます。しかしながら、民間の方々に非常になじみにくい業務であったということでございまして、若干のノウハウを持っているSCOPEから民間の皆さんにノウハウを伝達する手段として、今、JVという途中過程にあると思っております。

1ページ目をごらんいただきたいのですが、下から2つ目の表でございます。SCOPEが単独で受注する件数ベースでは、緩やかではございますけれども、減少傾向にございます。民間が単体でとられるケースは増加しているということでございまして、引き続きこういうことが加速されていくのではないかと考えております。

○井熊副主査 そうすると、厳しい言い方をすると、そういう過程が必要であるということは多分よろしいのではないかと思います。4ページの一番上の表で、JVの平均落札率がSCOPEと大体同等であるということは、民間企業との落札率の差の部分というのは市場の移行過程のコストであると捉えられるわけですね。ですので、今、考えられておられるように、経験をJVで積ませて、民間企業が単独で参加して競争力を上げて、右側の80%台の割合をなるべくふやしていくという過程を確実に実行されたいと思います。

○田中室長 そのようなことがより促進されるように、民間の方が参入しやすいような、例えば説明会とか、契約手続期間を最大限とるといったことについて、しっかり努めていきたいと思っております。

○石堂主査 今のことに関連してちょっと言わせていただくと、もう一般財団法人ということで、国土交通省さんがSCOPEにこうやれ、ああやれとは直接的には言えないですね。そうすると、今おっしゃったような承継の過程なのだというときには、SCOPE自身がそういうふうを考えているということなのですか。だんだん自分のところから民間に業務を移管すべきだと、SCOPE自身は普通そういう発想は持たないのではないかと私は思うのですけれども、そこはどのようなのですか。

○田中室長 先生御指摘のとおり、私どもが直接どうしてくださいますという指導監督権限のもとにはございません。しかし、昨今の発注者支援業務を取り巻く状況の中で、どうあるべきかということは法人として御認識されているのではないかなと思っています。

○石堂主査 いや、私、監督権限はなくても、結局、発注の仕方ではプレッシャーをかけていくということしかないのではないかと考えています。SCOPEのような組織というのは、結局、受注者として発注内容に対し無駄のない体制を完備しているところだと思うのですよ。民間業者の場合、それにぴったりというわけにはいかないから、単純に競争すると、大抵SCOPEが勝ってしまうという図式なのだと思います。

そうすると、例えば4ページに発注支援業務の中身として、発注補助業務とか技術審査とか監督補助、品質監視とあるのですけれども、それをセットではなく、部分・部分に分けて競争入札にかける。要するに、従来からやってきた組合せでやっていくと、絶対SCOPEが強いのだと思うのですよ。それをさらに細分化するなり何かして、民間の業者がその部分だったらやれると分けて出すようなことでもしないと、おっしゃるSCOPEから民間へという流れは、實際上、なかなかできないのではないかと考えるのですけれども、その辺はいかがですか。

逆に言うと、今言った①から④まで並んでいる業務の出し方というのは、従来から余り変わっていないのか、それとも、結構変えた結果なのか。何が言いたいかということ、SCOPEも一般財団となれば、みずから民間の一員として、この業務がとれなければほかの何かをやらなきゃならないという民間の普通の業者と同じ競争をさせるべきだと思うのです。

それが、SCOPEは受けやすいけれども、一般の民間企業が受けづらい形で発注を出せば、それはSCOPEが強いに決まっているので、国土交通省さんが、権限はないけれども、本当にそういうことを実現したいと思っているのだったら、そういう工夫が要るのではないかと考えるのです。それは今後の検討ということ。

あと、私、御説明の中でおやっと思ったのは、資料C-1の3ページ目で一者応札の地域別の状況というのがあって、関東の24年度が86、25年度に至っては100ということで、全部一者応札。それで、同じ国土交通省さんのさっきの議題で、道路、河川・ダムにおける発注者支援業務のほうは、関東は業者も多いということで、この比率は一番低いのですよ。それで、恐らく関東であるがゆえに、区分にもよるでしょうけれども、件数、実額的には大きいはずだと思うので、そこが一者応札100%と言われると、肝心なところがだめですねということじゃないかなと思って、ちょっと奇異に感じたのですけれども、これは

何か特殊な事情でもおありになるのですかね。

○下司課長 ちょっと把握できていませんけれども、確かに御指摘のとおり、事業規模は関東が一番大きいです。発注件数はほかと比べてそんなに顕著に多いわけではありませんので、必然的に1件当たりの業務のボリュームが大きかったのかなと、そういう推定をします。大きな業務について、まだなれない民間業者のほうがちょっと手を挙げ渋ったのではないかと。これは想像でございしますが、データの少し検証させていただきたい。

○石堂主査 ですから、そういうふう考えられるのであれば、まさしくさっき私、申し上げたように、実際の発注をもっと細分化して、ひとつの事業名であっても、その中に幾つかの種類の業務があるときに、その1つだったら民間の業者も私もやりますと。ただ、ほかとの組み合わせでと言われると大変だし、そのために新たに下請けを使うにしても何にしても、余計な金がかかってしまうという世界があるのではないかと気がするのです。今後も続く話ですので、また御検討いただければと思います。

○宮崎専門委員 ほとんど同じ意見なのですが、C-2の最後のまとめの評価、震災の影響も一因として考えられることから、今後引き続き注視が必要であるというまとめ方をされておられるのですが、内容を見ますと、発注補助業務とか技術審査補助業務などは、完全に100%、1者しか参加されておられませんので、業務ごとに一者応札のさらなる原因分析、要因分析を進めていただいて、それに努めるとともに、今後の改善に取り組むという形で書いていただくほうがよりいいのかな。

といいますのは、C-1の3ページを見ますと、発注補助業務と技術審査補助業務に関しましては、23、24年度だけじゃなくて、25年度においても100%、1者なのですね。ですから、何かしらの要因があると思いますので、そのあたりのさらなる原因分析とか条件緩和。まず、現状の要因把握に努めていただいた上で、改善に努めるとまとめていただくほうが、引き続き注視が必要であるというのは、ニュアンスとしてももう少し改善が必要なのではないかと思います。

あと、別件ですが、資料C-1ですけれども、後日公表される資料でもありますので、SCOPEというところにもC-2と同じように注書きで、財団法人何々と。C-2には入っておりますので、入れていただければと思います。

○田中室長 そのようにさせていただきます。

前半の御意見につきましても、御趣旨を十分踏まえまして、事務局と御相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石堂主査 はい。

○関根専門委員 今回の件に関連して、地域別にもコメントをさせていただいているのですが、例えば九州はもともと一者応札が少なく、C-1の別紙を見ますいろいろな業者さんがあります。たまたまそういう業者さんがあるのかもしれませんが、逆に、先ほどの皆様の御意見にも関連するのですけれども、なぜその地域がそういうふうできているのか、単なる地域性だけではなくて、もしかしたら何か見習うべきところがあることもあり得るの

ではないかとも思われますので、地域特性の分析もしていくと参考になるかもしれません。

事情がわからないまま、単に数字だけ見て申し上げているのですが、そのあたりがもし参考になるようであれば、ご検討いただければと思っております。

○下司課長 港の場合、歴史的に西日本、特に九州、港が昔から非常に多くて、港にかかわるいろいろな民間事業者さんが多くいらっしゃる地域ですので、数がいるということが競争性を確保する上で基本的に重要ですので、そういう歴史の深さというのが少し出ているのかなとは思いますが。

○関根専門委員 となると、余りないところは幾ら工夫しても空振りに終わる可能性もあることになりますので、よく工夫して気をつけないといけないことになるかと思えます。先ほどの、業務によってはというのもあり得るため、そのあたりをどこまで求めるのかということもあるのかもしれません。業者がいなくていきなり5者にしましょうといってもできるわけがないですので、少し緩急をつける必要はあるのかと思えます。

○下司課長 おっしゃるとおりだと思います。発注者側としては、こういう業務を継続して出し続けることが基本的に大事だと思っております。仕事が出続ければ民間業者が育ちますので、先ほど宮崎専門委員の御質問にあった、発注補助と技術審査補助の2つは、外部にこの業務を発注し出した歴史が非常に浅いです。ほかの2つ、この表ですと③、④、監督補助などは、かなり前から外部に求めておいた業務ですので、民間側もそれなりのノウハウを持った人がある程度いらっしゃるの、そこに競争性が成立しているのかなと思えます。

民間もそういうノウハウを持たないことには、参入もなかなか難しくなりますので、発注者側としてある程度継続的に、あるいは御指摘のとおり、競争性を確保されるような方向で継続して努力していくことを続ける必要があるのかなと認識しております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

先ほど、震災の影響の表現方というのは、津波被害の大きかった地震の後ということで、港湾関係の業者が不足していたというのも事実としてあることはあると思えますので。

○下司課長 当初予算と匹敵するぐらいの補正予算を発注させていただいていまして、それは陸上の工事、道路とか河川と比べると非常に比率が高くなっております。そういうことで、海のノウハウを持った事業者さんにとっては手がいっぱいだったというのは言えるかと思えます。

○石堂主査 その影響は今後もしばらくの間続くのかなと思えますけれどもね。

○下司課長 ほぼ8割以上、2年で完了しておりますので、そちらのほうはめどは立って、あと防波堤工事が残っておりますけれどもね。

○石堂主査 そうすると、今日の中で出たように、一者応札が多い、地域的にもばらつきがあるところをもうちょっと分析していただいて、どうしたらこれを克服できるのか。一方では、SCOPEに対して、直接こうやれ、ああやれと言えない中で、それをどう実現するかということを考えていただく必要があるのかなということだと思います。

あと、よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、本事業の評価（案）に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局のほうから何かございますか。

○事務局 確認なのですが、国交省さんの実施状況の報告と内閣府の評価につきまして、今後の方針として、さらなる原因分析をという記載を入れるということと、SCOPEのJVを今後どういう方向へ持っていくという考え方を、そこに文言として含めるという視点で修正しまして、そちらを委員の皆さんに確認いただくという形でよろしいでしょうか。

○石堂主査 よろしいですね。では、そういうことでお願いします。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会のほうに報告するようお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省（港湾局）退室、環境省入室）

○石堂主査 続きまして、環境省の「那須平成の森運営管理業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、環境省自然環境局国立公園課、鳥居課長より御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○鳥居課長 環境省の国立公園課長の鳥居でございます。よろしくお願いたします。

この那須平成の森でございますけれども、平成23年5月にオープンいたしました。お手元の資料にカラーのパフレットがついていると思いますけれども、そちらをご覧くださいませでしょうか。ちょっと字が小さいところがございませけれども、この地図でいいますと、下のほうが那須インターチェンジとか山麓のほうでございまして、利用者はここをずっと上がって行って、那須高原ビジターセンターで必要な情報を入手し、さらに車で上がって平成の森に入る。ここにフィールドセンターというのがございませけれども、ここを通過しないと、この森の中に入れないという構造になってございませ。

資料の2ページにも書いてございませように、那須平成の森は、「豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうか」という陛下のお考えを踏まえて、この地図でございませと、御用邸の部分は引き続き用地として除いておりますけれども、カラーの色がついている部分が一部、環境省のほうに所管換をされて、国民が自然に触れ合う場として整備・提供されるということに至った次第でございませ。

そういう経緯を踏まえまして、環境省では、ここにフィールドセンター、ビジターセンター等をつくり、国民の自然とのふれあいの場として整備していくわけですがけれども、それに至るまでの間は、外部の検討委員、学識経験者、地元の県あるいは宮内庁の方にももちろん入っていただくような検討会をつくりまして、その整備構想みたいなものをつくっていくわけでございませ。それができましたのが平成20年3月、保全整備構想というものをつくってございまして、その構想に基づいて施設の整備を行って、23年5月にオープンしたという経緯でございませ。

今回の業務の件でございますけれども、当初、企画提案で行われた業務を、今回、総合評価に変えていこうというものでございます。業務の内容は、1枚めくっていただきますと、3ページ、もう一回改めまして設置目的からになりますけれども、1つは、那須平成の森、この地図ですとこの部分ですね。この部分の森の維持管理をしっかりしていかなきゃいけないのですけれども、まず設置目的ですけれども、自然とのふれあいの推進ということだけではなくて、ふれあいの指導者を育成していくこともこの拠点に託されている目的でございます。

それから、ビジターセンターとしては、その森に入る前にいろいろな自然に関する情報を提供して、あるいは自然とのふれあい、接し方について事前の知識をここで提供していくという目的がございます。

4ページ、今回の業務の範囲と実施内容でございますけれども、1つは那須平成の森の維持管理業務でございます。これは、場の広がりのある森の維持管理ですから、例えば森林を管理するための物品の確保とか、いろいろな森林の作業があります。そういった行為とか、さらに利用者に対する受付・案内。そして、ビジターセンターのほうでも、鍵の開け閉め、清掃といった案内業務など受付業務。そういう維持管理です。

さらに、(2)に運営業務がございます。これは、さらに一步踏み込んで、そこを訪れた方に良好な自然教育プログラムを提供していくことも重要な業務でございます。自然体験、自然環境学習に関する人材育成、地元との連携、広報・普及啓発といった、単に施設の管理運営だけでなく、よりこれを施設の設置目的が十分発揮できるように、運営業務というものをセットで外部に出すというものでございます。

セットでやる意味といいますのは、例えば平成の森でこういうことが起こっているという情報が維持管理業務の中で出てきたものを、自然解説のプログラムに当然反映させていかなきゃいけないことがございます。そこが仮に別々の業者ですと、ちぐはぐな、非常に非効率あるいは不適切な中身になってしまいますから、そこは一本の業務として出すことにしてございます。

それで、良好な質を維持するための方策でございますけれども、この業務の中では訪れた方にアンケートをとりたいということにしてございます。例えば5ページの(1)平成の森等維持管理業務では、アンケートで事前に自然の情報とか施設の情報について、ちゃんと入手できたと思いますかということを来館者に聞いて、1割以下の人が入手できなかった。つまり、それより多い人が入手できなかったという不満を書いた場合は、業務内容の改善を申し出る。同じようなことが(2)にも書いてございますけれども、自然教育プログラムについて不満足あるいはわかりにくいといった参加者の割合が1割以下である。

つまり、これを超えた場合、どうなるのかというのが7ページの8.業務の改善計画の作成・提出と書いてございます。来館者の不満が多い場合には、関東地方環境事務所に対して必要な助言や協力を求めることができる。あるいは、さらに業務の改善計画を提出す

る必要があるということをして、業務の質を維持していこうという仕組みになってございます。

ということで、この施設の設置目的に照らして、少しでも優良な請負先が出るように募集要項なり仕様書を工夫してございますけれども、そういう中身でやっていきたいと思っております。

大体、説明は以上ですけれども、御質問等を承った上でお答えしていきたいと思えます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、御意見等ございましたら、委員からよろしくお願ひします。

○石堂主査 それでは。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。今まで特定の団体だったものを、新しく民間に広く募るといふことなのですが、幾つか整合しなくちゃいけないことがあるような感じがいたします。

1つは、今、御説明がありました5ページ、6ページの業務の目標というのは、例えば情報を入手できなかったという人が1割とか、アンケートの回収が来訪者の150件とか、比較的穏当な目標設定で、新しい参加者に対して無理な目標を課さないという御意向なのかと思うのですけれども、一方で、16ページの評価基準では、こういう類似業務の経験が10年ということになってくると、10年の公園業務、自然関係の施設の管理業務の経験がある人がいる会社がどれだけあるか。ここはハードルが上がってくる。

もう一つは、12ページの入札公告のスケジュールに関しても、12月上旬に公告して、1月下旬に提出期限となると、ここの業務を受けようとする、御用邸の近くということもあって、業者は現地の確認とかが必要になると思うのです。そういう意味では、期間的にちょっと厳しい部分があるかな。ですから、ハードルを下げている部分と上げてある部分が混在しているような感じがします。

○鳥居課長 後者のほうの入札公告、それから提出の間がちょっと短いのではないかと御指摘かと思うのですけれども、これはいろいろと事務手続上、これは26年度予算でございますので、そもそも幾らぐらい確保できるのかというのが出てくるのが12月ということもあり、かといって、4月からはもう始めなきゃいけないといったところから逆算して、この日程をつくっているということで、必ずしもこの業務だから、こういうふうに短くしているというわけではなくて、予算を事務の執行という観点から、そして4月からオープンしなきゃいけないということから、こういうスケジュールになるのかなと考えておる次第でございます。

それから、1点目の御指摘のほうの、一方で類似業務に関する実務経験が10年ということが、ちょっと長いのではないかと御指摘だと思ふのです。こういう形で全国にも幾つかビジターセンターがありますけれども、環境省の所管としてフィールドを背後に持って、こういう自然とのふれあいの業務を展開しているところは、なかなかないのです。そういう意味でも、きっちりした業務を遂行していきたい。ある意味質の高い、日本が世界

に誇れるようなサービスを訪れた方に提供していきたいということもあり、その目安として10年。

なぜ10年なのかというと、ほかの例えば建築などの競争入札の場合でも、10年というのが一つの技術を持っている人の経験年数として求められるという、類似の業務発注のやり方がありますので、10年というのは一つのくくりでもあるかなと思います。

また、自然とのふれあいというものについてのいろいろな業務を、今から20年ぐらい前からいろいろ民間の事業者、それで商売できている人がだんだん出てきたこともあり、10年であればそういうことをやっている事業者は割と多いのではないかと。だから、この10年をもって、ハードルが高いというところまで言い切れないのではないかと私ども、思っております。

○吉松課長補佐 1点補足させていただきます。

入札のスケジュールにつきましては、本小委員会と本委員会、それからパブコメというスケジュールを踏まなきやいけないという部分がございますので、その中でできるだけ早目にできるものであれば事務局に御相談して、早い期間に取り組めるように改善したいと思っております。

○井熊副主査 まず、スケジュールのほうですけれども、12月上旬から1月の間、年末年始なので、実質準備期間1カ月ということになります。これは、初めての業務に関しては短過ぎると思います。

あと、契約の締結以降、準備期間があるので、3月上旬というのはやむを得ないとしても、すぐく急いで評価手続を行うというのであれば、ほかにもいろいろな総合評価がありますが、1週間ぐらいで仕上げているところもたくさんありますね。ですから、これはその気になれば、入札の提出期限を2月に入れることは、私は可能だと思います。

あと、10年というのがあるのですけれども、ほかの事業もそうなのですけれども、基本的にこういう足切り条件みたいなものを入れなくて、相対評価に入れて、よりいい人は加点する形で、10年というものを点数がある人はより評価する形でやっていけばいいのかなと。こういう「確保されていること」でなくてもいいのではないかと。

○鳥居課長 まず、1点目のスケジュールにつきましては、こちらのほうでもちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから、2点目の10年ということにつきましては、我々としては最低限、それぐらいの経験を持っていただかないと、安心してお任せできないというのが本音のところではあるのですけれども、そこは御理解いただければと思いますけれどもね。

○早津専門委員 企画競争のときは、いつでもそういう条件ですか。

○鳥居課長 企画競争のときは、もっと長かったかな。

○中川自然保護官 企画競争のときの条件は、すみません、今日持っていません。

○早津専門委員 企画競争というのは、企画の内容で競争するという。どういう競争になるのですか。

○鳥居課長 今までやっていた話ですね。

○早津専門委員 ええ。

○鳥居課長 今までやっていた話は、ここにも一部共通するかもしれませんが、この場でどういう業務をやるか。つまり、独創性みたいなものを当然見なきゃいけないですから、例えばセンターの中での展示をどういうふうにしたいのか、具体的なフィールドでの自然解説にはどういうプログラムを組みますかといったものを企画提案していただいて、その中で優秀なものを提案したところに決めるということです。

○早津専門委員 それは、点数制なのですか。

○鳥居課長 基本はそうです。点数制です。

○早津専門委員 であれば、その独創性とか自然プログラムの指針についての高度さというか、専門性とか優れたものを求めると、さっきおっしゃったので、企画のところではそういう内容で選別して点数をつけているのに、実際に引き継いで、今後運営するに当たっては、年数だけで点数をつけるのも。

○鳥居課長 15ページをご覧くださいませでしょうか。表3-1に評価表及び得点配分表というのがあって、ここの②提案項目審査の5で、自然教育プログラムに関する提案というのがあって、この中に「具体性、実現性があり」云々とあったり、広報・普及啓発に関する提案。それから、4は展示に関する提案ですね。だから、ここの欄でちゃんと評価する。

○早津専門委員 その場合、点数でというのを、企画競争のときはどこか今、わからないとおっしゃっていましたが、加えているわけでもない。

○鳥居課長 もちろん帰れば確認できますけれども、企画提案の際も、こういう類似の業務をやったことがあるとか、それに従事する職員の経験年数が何年というのはつけていたのではないかと思いますけれどもね。

○早津専門委員 点数の配分があるのですか。内容と年数で加点はどのようなのですか。

○鳥居課長 15ページの8番、組織の実績に、過去5年間、類似業務の実績があれば、その件名と概要を記載するという欄があります。その中身によって点が加わっていくということで、類似の業務の実施をやってきたかどうかということは、ここでチェックしている。

○早津専門委員 この10年1名、5年2名だと0~10点加点されるという理解になるのですか。

○石堂主査 今の問いかけは、5年、10年の業務経験がないと足切りだというのではなくて、そういうことがあればベターであるという加点項目として掲げるべきではないかということだと思っております。ですから、そういう趣旨であるのであれば、そういうふうにお答えいただければよろしいのかなと思います。何となく感じとして、10年なら10年の経験のある人がいないと、もうそもそもだめというのは、ちょっと。それで、いろいろ御説明を聞いても、10年あるとなぜそんなに大丈夫なのか、9年だとなぜだめなのかという厳密なところはないと私は思うのです。

というのは、類似業務と言っても非常に幅のある話でしょうし、10年間やりましたといっても中身を聞いてみたら、意外と大したことをやっていないというケースもあると思うのですね。だから、年数だけで10年びったりですっぱり切るといというのは、ちょっと違和感があります。その辺、この評価表、得点配分表の中にどう受け込ませるかということで解決していただける部分じゃないかと思います。

○鳥居課長 わかりました。それは、この評価の中で、年数が多いほうの加点が多くなるような形で、足切りの形にはしない方向でちょっと検討させていただきたいと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 通し番号ですと122ページになりますが、位置づけとしては、従来の実施状況に関する情報の開示になっているのですが、2の(1)で業務従事者に求められる知識・経験等という中に、甲種防火管理者とか普通救命講習を受けていることというのが従来の実績として書かれているのですが、今回の入札の中では、こういった資格を持っていることを必須とされるのか、あるいは、これは先ほどの15、16ページの評価の中では基礎点の中に明確に入っているようには読めなかったのですが、その位置づけというか、どう整理されるのか。

○中川自然保護官 防火管理者等がいなければならない、普通救命講習を受けている人が従事しなければならないというのは、仕様書に明記している内容になっています。

○宮崎専門委員 それがないところが応募してきた場合には失格になるという形。

○中川自然保護官 業務を行う最低限の体制を満たしているのかという問題にはなるかなと思います。

○宮崎専門委員 業務実施体制の基礎点の審査の中で、そこも見られるということですか。

○中川自然保護官 そうですね。業務を行う上での最低限の体制を持っているのかという部分での評価になります。

○宮崎専門委員 仕様書に書いてあるのであれば、ちょっと見つけられなかったのもあれですけどもね。

○中川自然保護官 申しわけありません。

○鳥居課長 43ページの4)です。防火管理者を配置するとともに、法定点検や設備保守の際の立ち会い確認、対応を行う。

○宮崎専門委員 もし可能であれば、業務実施体制の15、16ページの中に、こういった資格を持っていることと明記していただいたほうが、よりわかりやすいかと思います。

○鳥居課長 わかりました。

○関根専門委員 少し話は異なるのですけれども、教えていただきたいことがあります。モニタリング方法としてアンケートの話がありましたけれども、こういうアンケートは現時点でももう既に行っているものですか。

○中川自然保護官 来館者アンケートと自然体験プログラムの参加者アンケートとありまして、来館者アンケートは現在、行っておりませんので、回収数の目標というのは全体の

来館者数の1%ぐらいということで、とりあえずの目標を設定いたしました。プログラムの参加者のほうは、従来の実施状況の情報ということで、126ページにアンケートの実施結果を載せておまして、下から2つがだめだとしているので、時間設定はモニタリングの項目に入れておりません。満足度とインタープリターの解説で言うと、今のところゼロ%で、今、かなり評価が高い状況になっています。参加者なので、75%ぐらいの回収率でいただいております。

○関根専門委員 なるほど。先程10%という話が出ていて、入札のハードルを低くするためには10%というのは確かに妥当な線かと思ったのですが、今までより質が下がってしまってもよくないので、今まで行われていたものをどう考えられているのかと思ったものです。

○中川自然保護官 今はすごく質が高いと思います。

○関根専門委員 そうですね。それでは、できればなるべくこれに近く行いたいものの、いきなりゼロとか1で行ってしまうといけないので、こういうふうにされたという理解ですね。

○中川自然保護官 はい。

○関根専門委員 わかりました。

○井熊副主査 122ページの人員は、受託額に対してすごく多い感じがするのです。120ページの委託定額部分の範囲内ですね。非常勤、常勤を含めて、これだけの配置をこの委託額で張れと言われたら、民間は相当難しい。経費もカットするでしょうし。この内容、本当かなと思うのですが、本当に常勤なのか、あるいはこの人たちの中でアルバイトとかパートとか、この人員配置がべたっと正規職員が10人前後張りついて、この委託額というのは、普通なかなかできないのではないかと。ここはもうちょっと調べていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○中川自然保護官 それぞれのスタッフの方が週何日働いているかまで厳密には把握しておりませんが、週5日働いているという方もたくさんいますし、週に1日しか来ていない方もいますので、特にこの非常勤職員のほうは、そういう意味ではとてもばらつきがあると思います。実際の勤務人数を下の表に載せておりますが、この人数が働いております。23年度は、2つの施設合わせて、常に10人ぐらいが、去年度は8人か9人ぐらいが常にいることになっています。業務の中で利用者負担プログラムというものをやっております、利用者負担プログラムに係る人件費は利用者からもらっていることになっているので、その部分で人件費の一部も賄われているものと考えております。

○井熊副主査 23年度は、常勤が11人で非常勤が5名でボランティアが5名だから、平均したら絶対11人以上になりますね。

○中川自然保護官 ボランティアは、この勤務人数からは抜いてあります。

○井熊副主査 でも、必ず11人以上になりますね。常勤が11人いますから。でも、こっちは足すと9.9人だから。

○中川自然保護官 夏の間は、施設は1日も休みがありません。冬の間も週1日しか休みがありませんので、全員が週5日で働くよりも人数は違ってくるかと思うのですけれどもね。

○関根専門委員 人数が多いフィールドセンターというのは、この施設全体でいろいろ作業をするのですか。

○中川自然保護官 プログラムの実施と森の管理ですね。

○関根専門委員 だから、人数が結構要るということですか。

○中川自然保護官 はい。

○石堂主査 私からさせていただきたいのですけれども、天皇陛下のお声がかりでいただいた森林をどう活用していくかということで、維持管理の部分は非常にわかりやすいのです。ただ、運営と言って、自然教育プログラムの企画とか自然環境学習に関する人材の育成というのは、どっちかという森林をどう利用すべきかということ国が決めてしまうことのように思うのです。それは、先ほどの説明の中で整備構想というお話がありましたけれども、その中で幾つか、こういうことは国としてやっていこうじゃないかということが決まっているものに従ってやっているのですかという点をちょっと聞きたいのです。

というのは、どういうふうにご利用するかという場合は、国民の中の発意でいくべきであって、ここでこういうプログラムを用意していますということまで、国が、極端に言うと税金を使ってセットするものだろうかというところに疑問がありましてね。要するに、ここで書かれていることをやる。ここまでは国がやる。これ以上のことはしない。どこに区分線があって、今やっているのかというのが端的に何かがあるのだったら教えていただきたい。

○鳥居課長 まず、構想の前に、1つは、これは国立公園の中に位置しているわけございまして、精神は環境基本法とか生物多様性基本法という法律の中で自然とのふれあいというのが非常に重要である。生物多様性基本法に基づいてつくっている生物多様性国家戦略というものがございまして。大体5年に1回見直しをして閣議決定をしているのですけれども、その中で国立公園の利用の増進、あるいは自然とのふれあい体験をすることによって環境教育を推し進めていきたいと思います。そういうものを国立公園の中でしっかりやってみようというのは、政府の戦略の中に位置づけられているという前提がまずございまして。その上で、構想の中で。

○石堂主査 いや、いいのです。だから、そういう戦略の中で具体的な項目として、こういうことは国がやるのだよ、森林を管理している国の機関がやるということに決まっている。それにのっとってやっているのだと理解してよろしいですか。

○鳥居課長 その戦略の中にそれぞれの省庁がどういう施策をやっていくか、500ぐらいばあっと並んでいて、それぞれの省庁名が書いてあるのです。環境省がやる施策として、そういう自然とのふれあいをしっかり進めていくのだということは明確に書いてあります。

○石堂主査 そうすると、その森林を環境省が管理しているか、どこが管理しているかで

違ってくる。

○鳥居課長　そういうことはございますね。たまたまこの場合は、所管換を受けて環境省の所管地になっているということでございますけれども、これはどちらかというところむしろ特異なほうで、通常は国有林である場合が多いですね。国立公園の山がありますけれども、環境省の所管は余りなくて、国有林や場合によっては私有林であったり。

○石堂主査　それで、環境省がたまたま管理しているから、ここにあるような自然教育プログラムの企画・立案とか自然環境学習に関する人材育成とかをやることになるという理解ですか。

○鳥居課長　だから、ほかの例えば奥多摩のほうへ行きますと、林野庁がやっている場合もございますし、東京都がそういうことをやっている場合もございます。

○石堂主査　そういう省庁が変わると、運営としてやる事柄が変わってくるという理解ですか。逆に言うと、今、500という数をたまたま聞いたわけですがけれども、この平成の森で500の事業が展開される。

○鳥居課長　500と言ったのは、生物多様性の保全のための施策が物すごく幅広い。環境教育だけではなくて、いろいろな施策が入ってくる。

○石堂主査　ですから、それは環境省が管理しようとして、していまいと、そういうものを進めるべきだという政府の方針に従って、この項目は幾らでもふえてくるということですか。

○鳥居課長　それは、幾らでもというのは、予算との関係があって、限られた予算の中で何を優先してというのが。

○石堂主査　仕組みがそうだとすれば、この項目を優先的に選んだのはどこが決めたのですかという話になりますね。いや、時間もあれなので、余り細かい話はしたくないのですが、私は、この場としての森林の管理という維持管理のところは国の事業として素直に理解できるのですけれども、それに対して使い方を国自身が企画してセットして出していくという部分は、どこに限度があるのかというのが。

○鳥居課長　1つは、国立公園の中にこういう施設、森を自然とのふれあいの場として提供していきましょうという大きな行政目的がある。ただ、それを具体的にどういうプログラムをするのがいいのかというのは、先ほども言いましたけれども、提案もしてもらって、外部の審査の人も入った上で、こういうプログラムはいいねとか。だから、国がこのプログラムをやらなきゃいけないと決めているわけではない。大きな方針は決めているけれども、具体的にどういう見せ方をするのか、インタープリテーションをするのかというのは。

○石堂主査　実際発注しようとするときには、これをやってください、限定的にこういうことはやってくださいということで発注せざるを得ないですね。それはどこが決めたこと。どうぞ。

○中川自然保護官　説明の冒頭に全体的な構想を最初につくって、それに基づいてということをお話しましたが、その全体的な構想の中で、ここは生物多様性だったり、人と自然

とのかかわりについて深く学ぶ場所にしていきましょうと。そのためには、ガイドプログラムが必要です。かつ、人材育成の全国的な拠点として整備していきましょうということを、外部の有識者、さまざまな方々と地元の自治体の方々と一緒に話し合っ、それを決めました。それを具体的に記すと、その仕様書の内容になるということでございます。

○石堂主査 それは、整備構想でそういうものが出たから、それを実行しているというスタンスでいいのですね。

○中川自然保護官 はい。

○石堂主査 わかりました。

それから、もう一点お聞きしたいのですけれども、仕様書の100ページに那須平成の森基金規約というものがあって、要するに基金があるのですね。この基金というのは、環境省さんでもなければ、これを受けているキープという協会でもない。全く独立した存在としての基金という認識でいいのですか。

○中川自然保護官 はい。一般の方の中で、この森を支えたいという方を募集して、年間3,000円なり5,000円なりの会費をいただいて、それを基金として管理しております。

○石堂主査 そうすると、その基金を集めたお金で何をやるかというのは、基金と環境省との間の契約関係なのですか。

○中川自然保護官 基金は事務局があるのですけれども、基金をどういうふうにするかということに関して、有識者の方々、それから地元の方々と委員会をつくって、基金では実際には那須平成の森の運営自体にどうこうということはやってなくて、那須平成の森でいろいろな活動をする団体に対して助成するということをしていきまして、今年の助成をどこにするかということを委員会では話し合っ、決めてやっています。

○石堂主査 ですから、これ全体が国として環境省がある業務を民間に発注したいという書類ですね。その基金というのは、環境省でもない、受ける受注者でもないところにあるのだから、それがなぜこの中に入ってくるのですか。それは、この基金と、もしかしたら環境省のとの間でどうしますかという契約関係がある。あるいは、受けたところがやりなさいというのを環境省が指示しているとすれば、基金と今やっているキープという協会との間で契約を結んでやっていけばいいという話になるのではないですか。

○中川自然保護官 基金の事務局を、密接な関わりがあるということで、那須平成の森の運営団体に事務局業務をお願いしています。

○石堂主査 お願いするのは基金ですね。

○中川自然保護官 そのための実費は基金のほうから払われています。

○石堂主査 だから、事務局機能をこのキープというところにやらせようとする。それはいいのですけれども。そのときに環境省と基金の関係はどうなるか。最初に言ったように、基金というのは環境省そのものでもないし、受注者であるキープ、あるいは今後の新たな受注者とも違う独立した存在としての基金なのですね。

○中川自然保護官 はい。

○石堂主査 その辺りの関係がどうなっているかです。パラパラとしか読んでいないけれども、基金を設立してやっていこうというのは、任意の人間が集まって立ち上げている感じですね。

○中川自然保護官 形はそうです。実際には、最初のころは環境省が事務局をやっていたが。

○石堂主査 いや、環境省が事務局をやっているということは、環境省の基金なのですか。基金は環境省にあるのですか。

○中川自然保護官 環境省の会計の中に入っているかということですね。入っていません。

○石堂主査 でしょう。だから、国ではもちろんないし、受注する業者でもない。そうすると、そこの関係というのが、この発注業務の中に一部として組み込まれてくるというのは違和感がありませんかという話です。

私、実はこの基金の話で気になったのは、国が発注する業務があって、国のお金もついていくわけです。一方で基金からも金流れ込んでくるといって、国が発注しなかった業務もその基金の金でやれることになれますね。そこがおかしくないですかというのを最初に疑問に思ったのです。要するに、ちょっと金額は今、頭がないですけれども、国が1億円、受注者に渡して、こういう業務をやっつてねと言う。ところが、一方には基金があるから、どんどん金が入ってきて、もう1億円来た。そうすると、受注者は国からの発注は1億円だけれども、実際には2億円の業務をやってしまうということもあり得るのですかと思ったのです。

何か変だなと思っているうちに、そもそも基金というのは国でもなければ民間の業者でもないのだから、三者間の契約になっていないと物事が動かないのではないか。

○井熊副主査 会計法に適合しているのですか。そういう複数団体の入札を1つでやる。普通、2つの団体が1つの入札で事業者を選ぶと、両方の団体が必ずしもベストの事業者を選んでいるわけじゃないということで、複数団体の一括入札とか。あるいは、誰かに基金の委託を受けて環境省がやっていることに対しても、制度的にきちんと整理されているのでしょうか。

○中川自然保護官 基金は年間60万円ぐらいの収入があって、60万円ぐらい支出して、キープ協会には切手代だけが行っているというのが、まず実態としてはあるのですが。

○石堂主査 最初、私が言ったように、国が発注しなかった業務をどんどんやる可能性があるのですかという話からいけば、今の金額で、ああ、そんなものですかとなるのだけれども、事柄は金額の多寡ではなくて、性質上の問題だと思います。誰かが2億円、3億円寄附したら受けるわけでしょう。今は60万円であっても。

○中川自然保護官 はい。

○石堂主査 制度的に基金というものがどういう存在として、国と、国が発注しようという業務の中に入ってくるのかなというのは、整理されているべきだと思います。今、元気がないからという話ではなくて。

○中川自然保護官 基金のお金は運營業務には使えないですが、そういう問題ではないということですね。実質お金を払っていないので、余り。

○鳥居課長 今おっしゃったのは、3)を削除すればすっきりする。

○石堂主査 どこですか。

○鳥居課長 53ページの3) 那須平成の森基金について、本来、国が定めている仕様書の中に書くのがおかしいのではないかということですね。

○石堂主査 私は100ページを言ったのです。平成の森基金の規約がありますね。これは基金自身の規約なのですね。

○鳥居課長 これは、規約は「別添3参照」と53ページで引用しているから載せているということでもありますので、そもそも3)が業務として入るのがちょっと腑に落ちないという御趣旨ですね。

○石堂主査 切手代だけかもしれないけれども、その基金というものがあって、しかもそれがいろいろな契約関係の中で組み込まれているというのが実態だと思うのです。それは、恐らくもうちょっと整理していただく必要がある部分なのではないですかということです。ちょっと御検討いただけますか。

○鳥居課長 わかりました。

○宮崎専門委員 その意味で、協議会というところが地元の団体の方とか栃木県とかが集まって、この基金をどう使うかというのを意思決定されるわけですね。その事務局業務がなぜかこちらに入ってきていますので、そういう意味では、本来的な筋としては、協議会がこの基金を誰に委託をお願いするかを決めるのが恐らく筋なのだと思います。

○石堂主査 多分設立経緯からいけば、基金自体にそんなに主体性があるわけじゃないということもあるのでしょうかけれども、基金としてあり、基金規約もありということになれば、それは独立した主体として、環境省なのか、受注者なのか、その間で関係を築く形は整っていないとおかしいだろうということですね。

○関根専門委員 基金のお金は少額ですが、そういうふうにつくっていきこう、こういうところをよくしていこうという団体ですから、そういうところの言うことを聞きながらやっていくというようなところもあるのであれば、その意味では書いておいたほうが良いということになるかと思うのですけれども、その場合はどういう関係かということを書いた方がよいと思います。

○鳥居課長 ちょっと対応を検討させていただきます。

○石堂主査 あと、よろしいですか。

それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 今、審議の中で御指摘いただいた点について、修文なり検討結果なりを委員の皆様へメール等でお送りして確認していただくという形でよろしいでしょうか。

○石堂主査 本質的な部分とも思いませんので、御検討の結果を要項に反映していただく

という方向でやりたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日の審議を踏まえまして必要な修正を行い、事務局を通じて各委員に確認した後に意見募集を行うようお願いいたします。

環境省さんにおかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

また、委員の先生方におかれましても、本日質問できなかった事項等、確認事項がございましたら事務局にお寄せください。

本日はどうもありがとうございました。

（環境省退室、農林水産省入室）

○石堂主査 引き続きまして、農林水産省さんの「国有林間伐事業」の実施状況及び評価の審議を始めたいと思ひます。

最初に、事業の実施状況につきまして農林水産省林野庁国有林野部業務課、瀧上課長より御説明をお願いしたいと思ひます。なお、説明はちょっと時間の都合がございまして、10分程度でお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○瀧上課長 御紹介いただきました林野庁国有林野部業務課長の瀧上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私ども国有林では、23年度から、公共サービス改革法に基づく民間競争入札ということで、間伐事業を路網整備と組み合わせた複数年契約という形で実施させていただいております。今回は、その第一弾の23年度に契約したものの、24年度末までの実施状況について御報告させていただくこととなります。導入当時は、初めてのスキームということもありまして、事業発注あたりでなかなか苦勞というか、手間取ったところもございましたけれども、受託していただいた事業者の方からは、経営とか雇用の安定につながるということで、非常に好評の声もいただいているところでございます。

また、私ども国有林野事業は、実は本年度4月1日から特別会計から一般会計に移行しまして、通常の一般林政、一般の森林林業、木材産業の行政といった行政ニーズに対して積極的に貢献していくことが大きな課題になっております。そういった意味では、これまで以上にしっかりした取り組みをして、民有林のモデルになるような事業をできるだけ進めていきたいと思っておるところでございます。

本事業が効率的な間伐や路網整備に資するモデルということで、ぜひ普及していければいいのかなと思っているところでございますし、私どももこの事業については、そういった普及モデルというか、先進的なモデルとして取り組みをさらに進めていきたいと思っております。これまでの間、委員の皆様方にはいろいろな御指導をいただきましたことを感謝申し上げます。それと、本日はこの事業がさらにいい方向に進められるよう、御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細については、担当のほうから御説明をさせていただきます。

○尾山企画官 担当の尾山と申します。説明させていただきます。時間の関係もあるとい

うことですので、かなりはしょって説明させていただきます。

まず、業務の内容でございますけれども、健全な森を育てていく過程で、過密になった森林について抜き切りを行う、いわゆる間伐の実施と、間伐した木を路網、本事業では森林作業道になりますが、路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムにより、木材を一定の長さに切りそろえ、森から搬出するといったことがこの事業の内容でございます。

実施箇所と受託事業者、事業期間については、配付資料の別紙1に記載してございます。そちらを参照していただければと思います。

続きまして、1ページ目の2 確保されるべき質の達成状況でございますが、実施要項において、本事業の実施に当たり達成すべき事業の質として、「事業全体の企画立案及び進行管理」、「間伐」、「路網整備」の3つの事項を設定しております。これらについて、事業の検査時に確認するとともに、毎年度、実施状況調査というものを行っております。これにおいて、各森林管理署で確認しているところでございます。

実施状況調査では、事業の目的や対象箇所の特性を踏まえた上で、受託事業者から提案された内容についてもあわせて確認しているところでございます。

まず、事業全体の企画立案、進行管理についてですが、企画立案については、受託事業者から提出された事業計画書において、従来実績を上回る労働生産性の目標設定がなされていること。現場従事者の技術の向上や安全確保に関する取組が計画されていることなどを確認し、各森林管理署において承認しております。

また、進行管理ですが、2ページになります。間伐面積の進捗状況は、全箇所の平均で計画量の94%。間伐材の生産量、ここでは間伐した木から必要な部分のみを一定の長さに切りそろえて、丸太の状態にして所定の箇所まで運んだものの数量と考えていただければいいと思います。実施要項では、集造材材積と言っております。この生産量の進捗状況ですが、全箇所の平均で計画量の104%となっているところでございます。

ただ、個別に見ますと、間伐面積では関東森林管理局棚倉森林管理署及び中部森林管理局中信森林管理署契約分で予定を下回っているところがございます。これは、これまで不要なものとして林地に残していた小径材等について、杭等の新たな用途やバイオマス燃料用への確保に向けて一部地域で需要が拡大しており、これらに対応するため出材したことにより、生産量がふえた結果です。と申しますのも、本事業は生産量に応じて支払いを行っておりますので、生産量の増加に伴い、支払い額が当該年度に設定した支払い限度額を超えたことから、間伐の実施を控えたものでございます。

また、生産量の進捗が計画を下回っている箇所が2カ所ほどございます。東北森林管理局管内のものでございます。間伐は行ったものの、林内からの搬出がおくれている部分や、林内の一部で地形や地質の状況から森林作業道の作設が困難となり、搬出できない部分が生じたためと考えております。

本事項に関連する受託事業者からの主要な提案の達成状況ですが、こちらのほうは別紙

2に詳細なものがついておりますので、御参照いただければと思います。この中で、特に労働生産性については、3ページをごらんいただければと思います。労働生産性について、受託事業者が設定した数値目標を達成した箇所が5箇所。北海道局、東北局の4カ所については、地形や地質の状況から、森林作業道の開設に時間を要したこともございまして、数値目標を下回っております。しかしながら、こちらの箇所においても、受託事業者の従来の労働生産性の実績は確保しているという状況でございます。

続きまして、間伐についてですが、指定された伐採率を遵守するとともに、林分全体として偏りのない立木密度が確保されており、残存木に折損等の著しい損傷も生じていないことから、毎年の検査で不合格となった箇所はございません。また、現地の状況に応じた作業システムにより実施されており、造材及び選別についても仕様書が遵守されているとともに、必要に応じて監督職員と調整が図られているところでございます。

続きまして、路網整備についてですが、現地の地形・地質により線形を見直した箇所はあるものの、いずれも森林作業道作設指針に沿った規格、構造に基づき、現地の状況や実施する作業システムに応じた路線計画、路線開設がなされております。また、現地植生を活用した法面の保護や林地に残した小径木などによる丸太組工などが実施されており、現地の資材が有効に活用されているところでございます。

以上のようなことから、進行管理の観点で一部おくれが出ている箇所があるものの、おむね確保すべき質の水準は満たされているものと考えるところでございます。

続きまして、4ページ、3の事業経費に関してですが、本事業では、この契約の間伐が終了した後、次回の間伐の実施まで10年間程度の期間を経る必要がございます。このため、他の民間競争入札で実施している施設管理等の事業のように、全く同一の箇所で事業経費等の比較を行うことは難しい状況でございますので、今回、民間競争入札を実施した森林管理署の単年度で実施している間伐事業と比較してみました。

その結果ですが、5ページをごらんください。平均応札者数は、本事業が2.6者に対して、単年度事業は3.0者で、若干下回っているところでございます。ただ、平均落札率は、本事業の91.1%に対して、単年度事業が91.8%でしたので、これも若干ではありますが、いい方向に動いています。契約時の平均請負単価ですけれども、こちらのほうは1m³当たり2,700円程度安価な実施となったところでございます。

応札者の関係なのですが、若干減っているということもございまして、民間競争入札を実施した森林管理署において、事業者へのアンケートを行いました。そのアンケートの全体は、別紙3に回答数等ございますので、後ほど御参照いただければと思います。その結果から、本事業では、公告開始から入札までの期間が長く、この間に単年度事業を確保した民間事業者が本事業への参加を見送ったことが応札者の減った主な原因ではないかと考えているところでございます。

事業経費については、事業規模が大きくなることで予定価格の積算段階での間接費が抑えられたことなどから、契約時の平均請負単価については単年度事業より17%安価となり、

コスト縮減については一定の効果が現れたものと考えております。

これらのことを踏まえまして、国有林の間伐事業の実施については、事業の質は確保されており、事業費のコスト縮減の観点からも一定の効果があつたものと考えているところでございますが、応札者の増加にはつながっていないことから、24年度実施要項の中で公告期間の見直し等を行ったところであり、引き続き本事業を実施していく中で応札者数等の競争性の状況を把握しつつ、さらに対象箇所の大規模措置を通じながら、多くの民間事業者が入札へ参加を指向できるように対応していきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、本事業の評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 内閣府の事業評価（案）でございます。資料E-2をご覧ください。

2ページ、2の受託事業者決定の経緯でございますが、当初、10事業箇所において事業を予定していたところ、四国森林管理局の1事業箇所において不調に終わり、本事業は9事業箇所を実施しております。

各事業箇所において総合評価を行い、それぞれ総合評価点の最も高い事業者が落札者となっております。

次に、4ページ下の（2）質の評価をご覧ください。事業全体の企画立案及び進行管理等については、予定面積及び予定生産量を下回った事業箇所はあるものの、全体として概ね計画通りに業務が行われています。

また、間伐についても、指定された伐採率等が遵守されており、路網整備についても作業システムに応じた路線計画、路線開設がなされ、業務は適切に実施されていることから、概ね確保されるべき対象公共サービスの質は確保されたものと評価しております。

次に、5ページの（4）実施経費等の評価をご覧ください。本事業は、単年度事業に比べ事業規模が大きいことから、間接費が縮減されること等により平均請負単価については一定の削減効果があつたものと考えており、評価しているところでございますが、一方、アンケート調査結果から、事業予定が組みにくい等の回答の割合も多いことから、入札時期の早期化を検討する必要があると考えております。

最後に、5ページ下、3の評価のまとめでございますが、確保されるべき対象公共サービスの質として設定された3事項については、間伐の予定面積及び予定生産量で一部の事業箇所において達成できなかったものの、全体としては概ね適切に業務が行われていると評価しております。一部の受託事業者において、新規雇用や高性能林業機械の導入等の設備投資も見受けられ、林業事業体の経営基盤の強化にも資する側面が伺われており、また費用面においても単年度事業に比べると間接費の縮減効果等から、民間競争入札を導入した一定の効果はあつたものと考えております。

このため、次期事業において引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えられます。ただし、実施に当たっては、アンケート調査結果等を踏まえ、入札時期の早期

化を検討し、応札者数の拡大に向けた更なる取組を行う必要があるものと考えております。
以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。はい。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

民間事業者からの評価も高いですし、単価のコスト削減もあったということで、評価が上がっているのかなと思います。ただ、この事業の一つの大きな問題というのは、この事業を実施できる事業者の数が大変限られているということで、こういう人たちがいかに継続的に事業に参加できるようにしていくかということで、事業に参加できなかった理由等が書かれているわけですが、その辺についてきちんと対応していくことが重要なこと。

例えば、コストのことは仕方がないものがあるかもしれませんが、初年度の事業に関しては、他の事業とのスケジュール的なすり合わせの部分があるし、企画書の作成の煩雑さ、時間が長いということに関しては、改善できる部分もあるということもあるので、一層の改善をしていくためにも、今ある事業者を大事にしていく施策を進めていくべきかなと思います。

○瀧上課長 おっしゃられるとおり、私ども、民間の事業者の育成というのは非常に大きな課題でございます。実は、木材が足りないということで、外国の木材を戦後復興に合わせて海外から随分輸入して、日本の木造住宅に海外の木を使ってきたのですが、そういったことで自給率が2割を切っておった時代がございました。そのころ、ずっと日本では木を植えていって、ようやく今、木が育って、切れるような時期になってまいりましたので、年間2,000万^m3ぐらい国産材を使っています。これが自給率で27%ぐらいなのですが、実は年間8,000万^m3ぐらい日本の国民は木材を使っています。要は、7割強はまだ外国の木を使っています、そういった意味で国内の生産基盤が非常に脆弱です。

日本の木材需給としては、年間8,000万^m3ぐらい需要があるのですが、一方で、日本の森林資源が49億^m3あり、年間8,000万^m3ぐらい成長しています。ということは、1年間の成長分で1年間の国内の消費を賄うぐらい森が成長している。そういった意味では、資源のない国である日本においては、資源としては非常に大切にすべき木材資源。それと、水も森林資源から出てきますので、これを有効活用していくことが非常に大きな課題だということで、林野庁としても木材を使っていく施策を推進しており、現在2,000万^m3ぐらい使っている木材を、10年後には3,900万^m3生産していこうという計画を立てております。

そうすると、今、民間の事業者の方々が生産する量の倍、生産していただかないといけないので、早急に民間の事業者の方々の能力を上げていかないといけないということで、これは私ども国有林だけではなくて、民有林も含めて、一般林政として事業者の育成とい

うのが大きな課題になっております。そういった意味では、いろいろな補助のツールとかもございますけれども、委員のほうからお話ありましたように、今回のこういったアンケートを通じて、改善すべき点というか、事業者がどうやったらどんどん参加していただけるのかといった点を深掘りしながら、よくよく聞いていきながら進めていくことが非常に大事だと思っております。

それと、若干ジレンマがあるのが、この中で幾つかお話がありましたけれども、企画提案書の作成が煩雑というのがあって、役所としてはできるだけ簡単にとというのがありますが、この民間事業者の方々、レベルの差は幾つかあるのですけれども、一般のほかの業種の事業者の方々に比べて事務能力はかなり劣っておられるので、特にこういう企画提案書とか文書物は非常に億劫に思う方が多いのと、高齢化しているのも、このあたり単に簡素化するだけでなく、ポイントはきちんと押さえて、ほかの業種と同じようにきちんとした企画提案書ができるような方向に進めていかなくてはいけないのかなと思っております。

私どもが抱えている事業者のうち、会社として専門の事務所を抱えている方々はほとんどいないというか、8割方は自宅と会社が兼務みたいなところでございまして、そういった意味では事業者の育成が急務というのが私どもの課題ですし、御指摘のとおり、こういう方々の御意見も踏まえながら、どうやったら育っていくのかということをお私どもも一生懸命やっていかなくてはと思っております。

○石堂主査 そのほかいかがでしょうか。

○関根専門委員 今の点に関連しまして、10年後に倍にということをおっしゃっていましたが、実際行っている方の高齢化という話もあるとのことでした。従いまして、増やしていくためには、高齢で高度な事業はやっていけない、継ぐ人がいないとか、そういうことのないようにうまく事業を与えてという意味で考えられているということになるのでしょうか。

○渚上課長 育てるということですか。

○関根専門委員 そうですね。

○渚上課長 3Kどころじゃなくて、5Kとか、本日、ほかの方にちょっとお話したら8Kと言われた方もいらっしゃるのですけれども、非常にKがつくところが多くて、特に労働災害が一番高い、危険率が高い職種なので、若者がなかなか入りづらい業種であることはたしかです。ただし、林野庁では、10年ぐらい前から緑の雇用ということで、就業前に一定程度テスト的に事業者で雇用していただいた場合に、その事業者さんに一定額を補助するという制度をつくっております。その制度をつくり始めてからは若い方々がこういう山の仕事にかなり入ってきていただけて、定着し始めたという方向性も1つございます。

それが実は来年映画化されるのですけれども、「WOOD JOB」というもので、都会の人が山で働く。田舎の好きな方もいらっしゃるし、きちんとした雇用体系をつくってあげれば、もう少しそういった担い手というものができてくるのかなと。

あとは、もっと近代化しないといけないと思っております。非常に危険な作業なので、機械化を進める。欧米ではかなり機械化が進んでいるのですけれども、日本の場合はマーケットが小さいもので、農業機械の100分の1ぐらいのマーケットしかないのです。だから、機械メーカーがなかなか開発をやりにくくて、2年ほど前から海外の機械メーカーを導入しながら、ちょっと刺激的なこともやりながら、若者がもう少し入っていけるような産業にも進めていきたいと思っております。

○関根専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 私からちょっと。アンケートの中で、コストに見合うメリットがないというのが3割ぐらい出されていることがあって、私の理解するところでは、市場化テストとして出す部分と、そうでない部分は単年度でちょっとやっていく部分がある。そうすると、メリットがないというのに対して、メリットの出る部分、魅力を高めてやろうというと、そこはいいかもしれないけれども、一方で単年度で出していく部分が逆にふえて、トータルとすれば全体としてのコストが余り改善されないのではないかという気もするのですけれども、そこはジレンマでないですか。

○田口企画官 この事業を今回初めて実施した上での評価だったものですから、コストに見合うメリットがないとの意見が出されたものと思います。先ほど課長が作業機械の話をしました、実際事業を実行している方々は毎年、受注したエリアがあって作業をしております、作業機械は、その都度、現地まで持ち込んでいます。次の年、また隣が受注できるかどうかわからないから、作業が終了すると作業機械を持って帰って、事業を受注したらまた持っていくという作業の積み重ねなのです。これを3年間、全体で100haとか200haという規模で、自分たちの都合に応じた、計画に応じた事業ができれば、作業機械を持って行ったり、持って帰ったりする手間はものすごく大きなコストですので、これを軽減できます。

そういったメリットが、この場合初めてだったものですから、事業者もなかなかわからなかったと。そういったメリットをこれから私たちが、3年間の事業をするとこんないいですよということを広げていこうと。そういうことを今、思っています。

あと、遠いから、通勤が大変だから、今回あきらめますという回答が、よく聞いてみましたらありまして、これについても、これから本当の成果というものをもう少し広げていく中で、先ほど課長がお話しました事業体の育成といったことに役立てていきたいと思っています。

○石堂主査 今の29%というのも、企画提案書を提出したのに参加しなかったという人なので、その辺がうまく情報提供できれば出てくるという考えですね。

○渚上課長 そうですね。人に見られる仕事じゃなくて、山の中でやりますから、実はほかの人の仕事はどういうことをやっておられるとか、なかなか見る機会がなくて、情報的には非常に孤立する傾向があるのです。だから、発展性が非常に弱いので、いろいろな意味で情報を私どもも発信してあげないといけないし、どこかでいいことをやっている、

すばらしいことをやっているというのを連れて行って見せてあげるといったこともやってあげないと、自分たちだけで先に進んでいきにくい、条件不利な仕事でございます。

特に、ここの中でメリットがないと言われた方は、場合によってはもうちょっと小さな規模の方々だと、大きな規模を抱えても、その大きなものをこなすだけの機械化といった能力がない方々。昔ながらにこじんまりと、高コストでも、自分のところの労賃だけ家族的なところで稼げばいいという方々もいらっしゃる。そういう方々を排除しないのですけれども、そういう方々がもうちょっと経営基盤を強くして行って、能力を上げていただくというスタイルに持つていくためには、こういったいい事例が、こうしたらこうなるのです。だから、機械を導入して、もう少し経営を大きくしていきましようということを、私どもが今回のこのテストのモデルを積極的にPR、普及していかないといけないかなと思っております。

○石堂主査 そのほかいかがですか。ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、本事業の評価（案）に関する審議をこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に御報告するようお願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。